

(仮称) 稲城市立中央図書館等整備運営事業

入札説明書等に対する質問回答書

稲 城 市

平成 15 年 12 月 24 日

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-1	入札説明書	2	第2 3. (2)	PFI 事業の範囲について	「本事業敷地のうち、本施設の外構部分に相当する敷地の整備、維持管理及び運営は本市がPFI 事業とは別途行う」とあるが、屋外に開放されている空間（仮設屋根等をもつものも含む）は外構との解釈でよいか。	屋外に開放されている空間は外構としてもよいが、建物の付属施設用途として使用する部分は建築工事に含まれます。
1-2	入札説明書	2	第2 3. (2)	PFI事業の範囲について	稲城市の実施範囲である、本施設の外構部分の敷地整備、維持管理、運営等のスケジュールについてご教示願います。 また、本業務について外構部分に関わる件で稲城市との打合せは可能と理解してよろしいでしょうか。	外構部分の敷地整備計画については、PFI事業者が提案する外構計画に基づいて本市が設計、施工を行うことを想定していることからスケジュールについては未定です。ただし、外構工事は補助事業として行うことから工事期間は平成18年3月までに完了することが必須です。 また、外構部分における打合せは、随時本市とPFI事業者とで行うことを予定しています。
1-3	入札説明書	2	第2 3. (2)	PFI事業の範囲について	建物にピロティを設けた場合、ピロティ部分の床仕上はPFI 事業に含まれるのでしょうか。それとも外構部分に相当するのでしょうか。	ピロティが建築敷地（PFI事業者が整備する建築工事の範囲となる敷地部分）に含まれる場合は建築工事に含まれます。
1-4	入札説明書	3	第2 4. (4) コ	その他規制について	地区計画（向陽台地区）、都市計画公園（稲城第一公園）、多摩ニュータウン区域（事業承認区域）、宅地造成工事規制区域の規制内容を具体的に提示ください	ご質問の内容は市役所都市建設部まちづくり推進室にお問い合わせ下さい。ただし、宅地造成工事規制区域の規制内容については、東京都多摩建築指導事務所（府中合同庁舎）開発指導第二課にお問い合わせ下さい。
1-5	入札説明書	4	第2 6. (2) ②	設計・建設期間	この箇所や他の記述によりますと、設計開始がH16年9月末、引渡予定日はH18年の3月31日であり、18ヶ月しかありません。この中で市との設計協議、確認申請、表示登記やシックハウスの測定・報告を行うとすれば、不可能に近い日程であるとの認識ですが、他方、落札者決定基準のページ10、②の3のaでは、無理のない工程計画を求めています。これは、ツーシフトでの工事とも認められるということでしょうか。	仮契約後であれば必要な事前協議は行えるものとします。通常の工事時間帯において工事を行うものとします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-6	入札説明書	6	第 3 4. (6)	質疑応答について	第二次審査時の提出書類の中には具体的な詳細な図面などが求められています。「入札説明書等に関する質問(第2回)」では、実施方針や設計、建設に関する業務要求水準書について質疑できないのでしょうか。	可能です。
1-7	入札説明書	7	第 4 1. (1)	応募者の構成等について	SPCから直接業務を受託するもののうち、「構成員とはSPCに出資を行うもの」、「協力企業とはSPCに出資を行わないもの」という理解で宜しいでしょうか。また参加資格申請時点で協力企業として登録したものが、入札提案書提出までにSPCへ出資することとなった場合には構成員に変更するのでしょうか。それとも参加資格申請後に協力企業がSPCへ出資するという変更は認められないのでしょうか。	構成員の定義はご質問の通りです。協力企業のSPCへの出資は義務付けしておりません。詳細は平成 15 年 12 月 11 日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。また、参加資格審査申請時点(第一次審査資料提出時)から第二次審査資料提出時には構成員及び協力企業の変更は本市がやむを得ないと判断した場合を除き認められません。
1-8	入札説明書	7	第 3 (7) a	二次提案書の提出期限	二次提案書の提出が、H16 年 4 月 1 日 16:00 になっていますが、受付開始は何時でしょうか。	第二次提案書の受付開始は平成 16 年 4 月 1 日 10:00 からとします。
1-9	入札説明書	8	第 4 1. (1) イ c	応募者の構成等について	奉仕的業務を行う企業はSPCに出資することとありますが、具体的にどのような業務なのかご教示願います。	「運営に関する業務要求水準書」(p.6) IV-(1)-③に示す業務内容です。
1-10	入札説明書	8	第 4 1. (1) イ c	SPC 出資企業について	「本事業において・・・運営業務を行う企業(総括的業務及び奉仕的業務を行う企業)は SPC に出資することとありますが、運営業務を担当する企業が複数ある場合、1社が SPC に出資していればいいのでしょうか?	複数企業で総括的業務及び奉仕的業務を行う場合はご質問のとおり1社の出資で結構です。総括的業務を行う企業と奉仕的業務を行う企業が別企業となる場合は、それぞれの企業が出資をしてください。
1-11	入札説明書	8	第 4 1. (1) ウ エ	協力企業の定義	ここで言う協力企業とは、SPCが直接契約を締結するもの、たとえば、工事監理会社、SPCの経理・監査会社、各種コンサルタントも該当するのでしょうか。また、原則として変更できないとありますが、1月 15 日の参加表明時に記載がなければ追加も出来ないのでしょうか。	協力企業の定義及び参加表明時の協力企業の記載については、平成 15 年 12 月 11 日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-12	入札説明書	8	第 4 1. (1) カ	第三者委託	第三者委託に関して「事前に本市の承諾が得られた場合には可能」とありますが、承諾の基準はあるのでしょうか？また、どの時点で承認して頂けるのでしょうか？	承諾の基準は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していない事 ・指名停止措置を受けていない者 なお承認の可否は、申請受理後3日以内に回答します。
1-13	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② ア a	参加資格条件について	参加資格条件として、事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していることが求められていますが、これを判断するために、格付等何らかの客観的な指標が採用されますか。	「落札者決定基準」(p.5)表1に基づいて審査を行います。
1-14	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② ア c	応募企業及び応募グループの構成員並びに協力企業の参加資格要件	<p>工事監理者は参加表明書、応募参加資格確認申請書等の提出時に協力企業として明記する必要がありますでしょうか。</p> <p>その場合、工事監理者についても入札参加資格者名簿への登録は必要でしょうか。</p> <p>さらに平成15年4月時点で稲城市への入札参加資格者名簿に登録されていない企業を工事監理者として協力企業にしたい場合、その追加登録手続きの必要性の有無、登録要領についてご指示ください。(工事監理業務は入札説明書資料1における追加登録(物品の買入れ等契約)の対象にはあたらないと思われま</p> <p>す。)</p> <p>一方、事業契約書(案)によると、工事監理者については、「工事着工前までに設置し、市に対して該当設置の事実を通知する」とあります。</p> <p>したがって工事監理者については、落札者の選定以前においては報告の必要がないと考えるべきでしょうか。</p>	<p>協力企業は参加表明書への記載は必須としません。また協力企業は入札参加資格者名簿への登録は必須ではありませんが、入札参加資格審査申請時に記載を予定する場合は、可能な限り登録を行ってください。</p> <p>工事監理者は平成15年4月時点で稲城市への入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。</p> <p>詳細は平成 15 年 12 月 11 日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。</p> <p>事業契約書(案)第 17 条に示す工事監理者設置の通知については、工事着工前までに提案書に記載された工事監理者が本施設の工事監理を行う旨を通知することを義務づけたものであり、提案書には工事監理者を配置してください。</p>

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-15	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② イ b	設計業務を行う企業の要件について	設計業務を行う企業の要件として、延べ面積 2,700㎡以上の公共図書館の設計実績がありますが、対象設計実績の公共図書館が複合建物となっている場合、その図書館の延べ床面積は、公の設置者がその図書館の延べ床面積として公表している数字でよろしいでしょうか。	ご質問の通りで結構です。
1-16	入札説明書	8	第 4. 1. (1) ② エ	維持管理業務を行う企業要件	”本施設と同規模程度(延べ面積3,600㎡以上)の建物の経験を有する”とありますが、複数企業で維持管理業務を行う場合、そのいずれもが経験を有しなければならないかどうかを御質問させていただきます。	維持管理業務を行う企業が複数の場合は維持管理業務を行う企業の代表者が当該要件を満たしていれば良いこととします。
1-17	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② エ	維持管理業務を行う企業の参加資格要件について	「維持管理業務を行う企業は、本施設と同規模程度(延べ面積3,600㎡以上)の建物の維持管理業務の経験を有すること。」とありますが、備品の調達には維持管理業務に含まれておりますが、備品の調達を行う業者にも維持管理業務の参加資格として延べ面積 3,600㎡以上の建物の維持管理の経験が必要でしょうか。	物品の調達を行う事業者については面積要件は不用です。 1-16の回答を参照してください。
1-18	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② エ	維持管理企業の参加資格要件	各業務の参加資格要件において、業務ごとの規模的基準にばらつきがあるのはなぜでしょうか(設計:延べ面積 2,700㎡、維持管理:延べ面積 3,600㎡、運営:なし)。この参加資格要件の根拠をお示ください。	設計業務を行う企業の参加要件である「2,700㎡以上」は、本施設のうち図書館の延べ床面積を 3,000㎡程度としており、その 10%減を基準としています。 維持管理業務を行う企業の参加要件である「3,600㎡以上」は、本施設(図書館と体験学習施設)の延べ床面積の合計が 4,000㎡程度としており、その 10%減を基準としています。 運営については「入札説明書」P8 4-1-(1)-②-オのとおりです。
1-19	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② エ	参加資格要件	「維持管理業務を行う企業は本施設と同規模程度(延べ面積3,600㎡)の建物の維持管理業務の経験を有すること」とありますが、延べ面積 3,600㎡の根拠をお示ください。	1-18の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-20	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② イ	参加資格要件について	実施方針に対する質問回答書にて、「設計業務を複数の企業で行うことは可能であり、この場合当該業務の代表者が当該要件を満たしている必要があります。」とあります。設計業務を複数の企業で行う場合、入札参加資格者名簿の登録業種「設計・測量・地質調査」への登録、及び公共図書館の過去10年内設計実績は、当該業務の代表者がこれを満たしていれば宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。詳細は平成15年12月11日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。
1-21	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② エ	参加資格要件について	工事監理を行う企業に関する要件が記載されていませんが、参加資格申請及び入札提案書提出時点で、工事監理者は未定ということで良いのでしょうか。(事業契約書(案)第17条第1項には着工するまでに工事監理者を設置し市へ通知することとされています。)また参加資格申請及び入札提案書提出時点で工事監理を行う企業が未定の場合も、審査上マイナスにはならないという理解で宜しいでしょうか。(事業体制が固まっていないと見なされないのでしょうか。)	工事監理者の設置及び参加資格については、1-14の回答及び平成15年12月11日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください
1-22	入札説明書	8	第 4 1. (1) ② オ	入札説明書	運営業務のうち、総括的業務はA社(SPC構成員)、奉仕的業務についてはB社(協力企業)が受託する場合、B社も運営受託実績の書類を提出する必要がありますか？	奉仕業務には出資義務があり、参加要件としては「入札説明書」P8、4-1-(1)-②の要件を満たしてください。
1-23	入札説明書	11	第 6 1.	SPCの設立	ここに「SPCを稲城市内に設立する」とありますが、今回の本施設内(稲城市向陽台4丁目)に無償で場所を確保できると考えてよろしいでしょうか。	現在検討中です。平成16年1月25日までに回答します。
1-24	入札説明書	12	第 6 2. (2)	土地の引渡し及び工事着工について	体験学習施設の工事着工が平成17年4月1日以後となっている理由をご教示願います。	体験学習施設は国庫補助事業として平成17年度の補助申請とすることを予定しているからです。なお、図書館については国庫補助対象ではないため、この条件はありません。
1-25	入札説明書	12	第 6 2. (2)	土地の引渡し及び工事着工について	体験学習施設の工事着工時期のみ平成17年4月1日以後とする理由をご教示ください。	1-24の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-26	入札説明書	13	第 6 4. (6)	喫茶室の運営費について	『入札金額に喫茶室の売上収入予測金額を算入すること』とは事業者は事業期間中の予測収入をコミットして、事業者収入であるサービス対価Cから売上予測金額を除いたものを入札するというのでしょうか。	ご質問の通りです。
1-27	入札説明書	13	第 6 4. (6)	喫茶室の運営費について	入札金額に喫茶室の売上収入予測額を算入するとありますが、その収入予測額は事業者の判断にすべて委ねられるのですか。	ご質問の通りです。
1-28	入札説明書	13	第 6 4. (6)	喫茶室の運営費について	「喫茶室の収入予想額を入札金額に算入すること」と記載がありますが、サービス対価 C から収入予想額を除すとの理解で宜しいでしょうか。 この場合、喫茶室収入予想額を過大評価したグループの入札金額が低額となり、事業の安定性に欠けるグループが落札する可能性があります。貴市は喫茶室予想収入についてどのように考えているのかご教授ください。	入札金額の算定についてはご質問の通りです。 ご指摘のとおり、喫茶室の売上げはSPCの安定性に係わる部分ですので、提案書作成にあたっては入念な市場調査等を行って頂きたいと考えております。
1-29	入札説明書	14	第 6 7.	図書館情報システムについて	図書館情報システムの契約期間は開館から10年後まで、とあるがSPCの経費として10年後までを計上するというのでしょうか。	ご質問の通りです。
1-30	入札説明書	14	第 6 9. (2)	契約保証金等	④の「運営保証金に代わる担保となる有価証券等」とは、SPCが口座を持つ銀行に同額の定期預金を開設し、その証書を市に預託することによろしいでしょうか。	ご質問の方法は認められません。有価証券等の本市への提出をお願いします。
1-31	入札説明書	14	第 6 9. (2)	契約保証金等	④の有価証券等とは、運営と維持管理に関する「事業履行保証保険」の証書を提出することによろしいでしょうか。	ご質問の方法は認められません。有価証券等の本市への提出をお願いします。
1-32	入札説明書	14	第 6 9. (2)	契約保証金について	銀行の保証状の差入れが認められているので、同リスクでかつ有価証券である銀行定期預金証書の差入れは認められると考えてよいですか。	1-30の回答を参照してください。
1-33	入札説明書	14	第 6 9. (2)	契約保証金等	⑤の銀行による運営保証は、運営企業及び維持管理企業が個々に保証証書を市へ提出することによろしいでしょうか。	運営保証に関する銀行保証証書はSPCが市に提出してください。
1-34	入札説明書	14	第 6 9. (2)	契約保証金等	ここに記載のあります①から⑤の選択肢で、評価の違いがあるのでしょうか	評価の相違はございません。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-35	入札説明書	14	第 6 9. (2)	契約保証金等	ここに記載のあります「契約保証金または有価証券」、「工事履行保証保険」、「運営保証金または有価証券」、「銀行保証」の提出時期は、それぞれ何時でしょうか。	契約締結時とします。
1-36	入札説明書	14	第 6 9. (2)	本市が認める金融機関等の保証	『運営保証金に代わる本市が認める銀行又は金融機関等による運営開始後5年間の保証』とは、具体的にどの様な形態のものを指すまたどの様な要件を満たせば、本市の認める保証となり得るのでしょうか。	平成 16 年1月 25 日までに回答します。
1-37	入札説明書	14	第 6 9. (2) ②	契約保証金について	「契約保証金に代わり担保となる有価証券等(国債証券、政府保証のある債権)の提供」とありますが、公募・私募の区別、社債・公共債の区別等の必要な要件があればご教示ください。	国債証券、政府保証のある債権とします。
1-38	入札説明書	14	第 6 9. (2) ⑤	事業契約の履行保証について	事業契約の履行保証について、「工事履行保証保険の付保及び運営保証金に代わる本市が認める銀行又は金融機関等による運営開始後5年間の保証」とあるが、「本市が認める銀行又は金融機関等」を事前に教えていただきたい。	平成 16 年1月 25 日までに回答します。
1-39	入札説明書	14	第 6. 10.	保険	保険金額の規定がありませんが、事業者の提案という事でよろしいでしょうか。	保険金額の詳細については、検討中です。平成 16 年1月 25 日までに回答します。
1-40	入札説明書	14・15	第 6 10. (1) (2)	第三者賠償責任保険	第三者賠償責任保険(工事に起因する第三者の損害に関するもの)(PFI事業者が行う維持管理業務及び運営業務に起因する損害に関する第三者の損害の関するもの)の賠償額について付保条件などありましたらご教示下さい。	保険金額の詳細については、検討中です。平成 16 年1月 25 日までに回答します。
1-41	入札説明書	16	第 7 1. (2) ②	工事調整について	市が行う外構整備に関して、「当該工事に係る工事調整については本市の業務範囲とする。」とありますが、この調整に伴い本施設の完工時期が遅延した場合、PFI事業者には負担は生じないと理解してよろしいでしょうか。	事業者に起因しない場合はご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-42	入札説明書	16	第 7 2. (2) ③	本施設の修繕業務の範囲	「保全業務または修繕業務に含まれない修繕(大規模修繕含む)及び更新(設備更新含む)については本市が行うこととし、PFI 事業者の業務範囲から外すものとする。」とありますが、設備のオーバーホールや部分的な更新についても市が行うという理解でよろしいですか。	設備機器の更新は本市が行います。設備のオーバーホールは更新とは異なるものとします。部分的な更新が機器の部品の取り替えの場合は建築設備の更新とは異なります。
1-43	入札説明書	16	第 7 2. (2) ③	大規模修繕・更新	入札説明書には「保全業務又は修繕業務に含まれない修繕(大規模修繕を含む)及び更新(設備更新含む)については本市が行う」とあり、要求水準書(維持管理、P1)の公・民役割分担表にも同様の記述がありますが、要求水準書(維持管理、P8)には「事業期間中の建築物の基本性能を保持するために定期的な修繕(大規模修繕は発生させない)を実施する。」とあります。この意味する所は、「建築物において事業期間中に大規模修繕及び更新が発生すると事業者が想定する場合は、それを事業の修繕業務費に含めなさい」ということでしょうか	事業期間中の建築物の更新は想定しておりません。
1-44	入札説明書	17	第 7 2. (2) ⑤	備品の保全及び修繕内容	図書館、体験学習施設の備品について、事業期間中維持管理を行うものとすると思いますが、備品についての更新業務は事業者の業務には含まれないという理解でよろしいですか。	ご質問の通りです。要求水準が満たされるように保全及び修繕を行ってください。なお PFI 事業者が行う備品の修繕には要求水準を満たしていない場合の買い換えによる対応も含まれていることにご留意ください。
1-45	入札説明書	17	第 7 4. (1)	付帯事業	ここに「・・・応募者の提案により本市が許可した事業に限る。」とありますが、提案書の評価の際に、提案しなかった場合又は提案した付帯事業が市より不許可と判断された場合は、その点数がゼロとなるのでしょうか、あるいは失格となるのでしょうか。 (契約書 61 条 1 項には、「付帯事業を行うものとする。」との記述があります。)	点数がゼロ(「落札者決定基準」表 2 及び表 3 に示す採点基準のE)になります。なお、付帯事業は必須ではありません。「事業契約書案」第 61 条の表現は、付帯事業を行う場合の契約条項を示したものです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-46	入札説明書	18	第 8 4. ②	SPC の設立	②『落札者は平成16年7月30日(予定)までにSPCを設立する』とありますが、これは仮契約締結までにSPCの設立を予定されているものと理解しております。基本協定書(案)にある基本協定書の締結から30日以内にSPCを設立・登記とある部分は修正されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、SPCの設立は仮契約までに行うこととします。基本協定書(案)を修正します。
1-47	入札説明書	19	第 9 2. (2)	契約期間満了時	「本市は設備・備品についてPFI事業者が行なうべき修繕・更新の必要性を判断する。」を「設備・備品について PFI 事業者が行なうべき修繕・更新の必要性を双方合意の上、判断する。」としていただきたい。	当初規定しているとおります。
1-48	入札説明書	19	第 9 2. (2)	契約期間満了時の付帯事業について	付帯事業の設備・備品を市が買い取る場合の購入価額は、原則として当該設備・備品の簿価と理解してよろしいでしょうか。	付帯事業の設備・備品を買い取る場合の価格は、本市とPFI事業者が協議を行い、その設備・備品の内容に応じて簿価あるいは時価での買取を想定しています。
1-49	入札説明書	19	第 9 2. (2)	契約期間満了時	通常使用の経年劣化を除く備品の引渡しは全て更新と考えなくてよろしいでしょうか。	契約期間満了時の備品の状態については、「維持管理に関する業務要求水準書」(p.9) II- (3)に示す備品の保全及び修繕業務の要求水準を満たしていれば修繕の必要はありませんが、要求水準書を満たさない場合はPFI事業者による修繕対応も必要です。備品の修繕については 1-44 の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-50	入札説明書	19	第 9 2. (2)	維持管理業務の契約期間満了時	ここに「…本市は設備・備品についてPFI業者が行うべき修繕・更新の必要性を判断する。」とありますが、その判断の基準は何でしょうか。また、他項(P16、2の(2)の③)では、設備更新は市が行うとあり、矛盾するのではないのでしょうか。	入札説明書(p.19)第9の2の(2)の「本市は設備・備品についてPFI業者が行うべき修繕・更新の必要性を判断する。」とは、契約期間満了時において「維持管理に関する業務要求水準書」(p.4～p9)Ⅱ-(1)～(3)に示す要求水準が満たされているかどうかを判断基準とします。 また、入札説明書(p.16)第7の2の(2)の③「保全業務又は修繕業務に含まれない修繕(大規模修繕)及び更新業務(設備更新含む)」については、事業期間内に当該業務が発生する場合は本市が行うことを規定するものであり、p.19の規定と矛盾しません。 なお、備品の修繕については1-44の回答を参照してください。
1-51	入札説明書資料2	1	表1	サービス対価Cの郵送費について	「郵送費のうち、PFI事業者が自らの運営に必要なもの及び利用者に対する資料貸出の督促に必要なものについては事業者負担とする」とあります。督促の件数についてご教示ください。	稲城市立図書館における郵送による催促の件数は4500件程度です。 本施設で予想される催促の件数としては、現況の貸出冊数からの貸出冊数の増加割合を乗じたものが予想されます。
1-52	入札説明書資料2	1	表1	入札説明書資料2	サービス対価Aは、主に施設整備等の初期費用に関するサービス対価と考えますが、事業者の業務に含まれる表示登記に関する費用は、サービス対価Aに含むものと考えて宜しいでしょうか。また、今回事業者は不動産取得税等は課税されないものとして考えて宜しいでしょうか。	PFI事業者が負担する表示登記の費用については、サービス対価Aに含まれます。 また、不動産取得税については、ご質問の通りです。ただし、施設竣工から登記まで6ヶ月を経過した場合は登録免許税についてはPFI事業者の負担となることがあります。
1-53	入札説明書資料2	1	表1	サービス対価の構成について	サービス対価Aには、契約関連経費(印紙税等)、所有権移転経費、弁護士費用等が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	SPCの設立時に必要な契約関連経費(印紙税等)及び弁護士費用について、また本施設の所有権移転経費についてはご質問の通りサービス対価Aに含まれます。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-54	入札説明書資料 2	1,2	表 1	回線使用料について	サービス対価 B の欄においては、「・・・電話代(図書館情報システムに係わる通信費のイニシャルコスト及び月額通信料を含む)は、本市の負担とする。」とありますが、サービス対価 D においては、回線使用料はサービス対価に含まれています。どのように解釈したらよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、電話代(図書館情報システムに係わる通信費のイニシャルコスト及び月額通信料を含む)に関する条件は矛盾しておりました。電話代は本市の負担とします。また、資料を以下のとおり訂正します。「入札説明書資料 2」(p.1~2)表1中、サービス対価Dの備考欄1点目の「回線使用料」は削除します。
1-55	入札説明書資料 2	1.2	表 1	サービス対価の構成について	契約保証金等の記載がサービス対価B~Dの備考欄 3ヶ所に分かれてありますが、このことは、ここに契約保証金を確保するための費用(例えば銀行への保証料、金利など)を対象金額で按分して算入するということでしょうか。また、B と C に入れたものは施設開業から 20 年間、D に入れたものは 10 年間で平準化して支払っていただけるという理解で宜しいでしょうか。また、契約保証金の内「工事履行保証保険」の保険料はどこに算入すればよろしいでしょうか。	ご質問の前段部分についてはご質問の通りです。後段部分の工事履行保証保険料については、様式 14-7-1、様式 14-7-2 及び様式 14-7-3 に計上し、サービス対価Aに含めるものとします。
1-56	入札説明書資料 2	2	表 1	サービス対価の構成について	サービス対価Cの中に、連絡車の調達、燃料費、維持管理に必要な費用が含まれてますが、保険、車検・定期点検の費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
1-57	入札説明書資料 2	2	表 1	連絡車の扱いについて	連絡車は PFI 事業者の所有とあるが、事業者が調達すべき備品に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	連絡車は事業者が調達する業務用車両であり本事業で定義する「備品」とはいたしません。調達方法はリースによる調達も可能です。「入札説明書資料2」表1中、サービス対価Cの備考 4 点目「また、連絡車はPFI事業者の所有とする。」は削除します。また、「運営に関する業務要求水準書」(p.5) IV-(1)-②-72 のその他欄「連絡車はPFI事業者が調達し、所有、維持管理を行う。」は「連絡車は PFI 事業者が調達し、維持管理を行う。」に変更します。なお、連絡車は契約終了時の本市への有償又は無償譲渡の対象にはなりません。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-58	入札説明書資料 2	2	表 1	交換連絡業務の連絡車	この連絡車は、交換連絡業務に規定されている業務専用なのでしょうか。交換連絡業務に支障のない範囲で他の業務に利用することは可能でしょうか。また、PFI事業者の所有となっていますが、リースで対応することは可能でしょうか。	PFI事業者が調達する連絡車は本事業に限定したものではありません。交換連絡業務に支障のない範囲で他の業務に利用することは可能です。また、連絡車の所有については 1-57 の回答を参照してください。
1-59	入札説明書資料 2	2	表 1	LAN 関係費用について	サービス対価 D の中に LAN 関係費用を含むとの記載がありますが、これにはネットワーク機器 (LAN 機器やファイアーウォール等) 以外にも、LAN 配線や配管費用を含むものと判断して宜しいですか？	建築工事に含まれる配線配管はサービス対価 A に該当します。
1-60	入札説明書資料 2	2	表 1	専用回線費用について	平成 15 年 9 月 20 日付「実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質問回答書」の P.41 の IV-48 で、通信環境整備費用は市側の負担で良いとの回答がなされていますが、ここでは回線使用料がサービス対価 D に含まれるとの記載があります。今回は、専用回線費用等は事業者負担なのかご教示下さい。	回線使用料は本市の負担となります。1-54 の回答を参照してください。
1-61	入札説明書資料 2	2	表 1	回線使用料について	サービス対価 D に含まれる回線使用料には、インターネットに接続するためのプロバイダー費用 (ISP 費用) も含まれると考えて宜しいですか？	インターネットに接続するプロバイダー費用 (契約に係る費用及び月額使用料等) は本市の負担となります。1-54 の回答を参照してください。
1-62	入札説明書資料 2	2	表 1	利用者カード	利用者カードは市の負担とありますが、ICカードの採用は想定していらっしゃるのでしょうか。	現段階で利用者カードのICカード化は想定していません。
1-63	入札説明書資料 2	2	表 1	連絡車の調達	調達すべき自動車の基準・仕様等がありますでしょうか。	特にございません
1-64	入札説明書資料 2	3	表 2	サービス対価の支払い方法 (時期及び金額)	サービス対価 B の b. 本施設の修繕業務が、四半期ごとに均等に支払うこととされていますが、修繕費は、修繕業務費の内訳書のとおり、年度ごとに修繕費が変わります。このため、税務的にも事業者負担が生じますので、変更願います。	入札説明書資料 2 に示す通りとします。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-65	入札説明書資料 2	3	表 2	サービス対価の支払方法について	<p>「サービス対価 C」の支払いは「平成 18 年 7 月から平成 38 年 6 月(四半期ごと)」であるが、開館前準備作業(「運営に関する業務要求水準書」(1)-①-2~7)の費用は、いつどのように支払われるのか、ご教示ください。</p> <p>*7月31日付けの実施方針「参考資料-1 サービス対価の支払方法について(案)」の「2. サービス対価の支払い方法(時期及び金額)」中、「表 2 サービス対価の支払い方法」では、「■対象となる費用・開館前準備業務に係る費用」として、その「■支払い時期」を「・完工検査後に一時金として支払う」とあります。</p>	<p>開館準備業務に関する費用はサービス対価 C に含まれ、「入札説明書資料 2」(p.3)2 の表 2 中、サービス対価 C の支払期間・回数及び支払額となります。</p> <p>なお、ご指摘の7月31日付けの「実施方針参考資料-1 サービス対価の支払方法について(案)」については、実施方針の変更に伴い全面的に「入札説明書資料 2」の内容に修正となりましたのでご注意ください。</p>
1-66	入札説明書資料 2	3	表 2	備品の更新について	<p>体験学習施設の備品については市が所有し、PFI 事業者は調達及び維持管理を行うとあり、体験学習施設の備品の調達代金は、市が完工後一括で支払うとのことですが、維持管理費は、サービスの対価Bとして 20 年間にわたり四半期ごとに均等に市から支払われるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、備品の更新があった場合の再調達代金については、どのように対価が支払われるのでしょうか。</p>	<p>体験学習施設の調達代金及びサービス対価 B の支払に方法についてはご質問のとおりです。</p> <p>また、備品の更新については、1-49 の回答を参照してください。</p>
1-67	入札説明書資料 2	3	表 2	サービス対価の支払い方法について	<p>どうして図書館備品の調達は一括支払いにならないのでしょうか。ご教示願います。</p> <p>会計処理上複雑なので、体験学習施設と同様に一括支払いにして頂きたいと思います。</p>	<p>可能な限りPFI事業者へのリスク移転を図ることを意図しています。</p>
1-68	入札説明書資料 2	4	表 3	サービス対価 D の改定について	<p>システムの保守/メンテナンスに関し、相当の費用(人件費)が発生するため、運営期間中に発生する費用について、物価変動に伴うサービス対価の改定を認めていただきたい。</p>	<p>入札説明書資料2に示す通りとします。</p>

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-69	入札説明書資料 2	4	表 3	備品の調達保全及び修繕業務について	備品の調達保全及び修繕業務について、物価変動に伴うサービス対価の改定は行わないとあるが、備品の更新・修繕の必要が生じた場合、物価変動の状況によっては、要求水準の仕様を満たすサービスが提供できないケースも想定される。 については、運営期間中に生じる費用部分について、物価変動に伴うサービス対価の改定を認めていただきたい	入札説明書資料2に示す通りとします。
1-70	入札説明書資料 2	4	3. ③	貸出冊数の増減に伴うサービス対価の改定	年間 50 万冊を基準冊数とし、とありますが、この「冊数」の定義は図書館資料(図書・新聞雑誌・AV資料等)全般の貸出冊数の指標でよろしいのでしょうか。	基準冊数は、中央図書館から個人へ貸出した図書館資料(AV資料等含む)数とします。分館等からの貸し出し、他の自治体や学校・地域文庫への貸し出し、その他団体への貸し出し等は含みません。
1-71	入札説明書資料 2	4	3. ③	基準貸出冊数	「50 万冊を基準貸出冊数とし、」とありますが、中央図書館のみでの冊数でしょうか、市内全館での冊数でしょうか	中央図書館のみでの貸出冊数が対象となります。
1-72	入札説明書資料 2	4	3. ③	資料貸出冊数による増減	物価変動以外に価格増減の基準となるのは貸出冊数だけでしょうか？としますと他の業務に対する運営者側のモチベーションが下がる可能性もあると思います。	貸出冊数によるサービス対価 C の変動については、貸出冊数が当初予定より増加することによってPFI事業者の図書館運営業務に係る経費の増加を考慮したものです。
1-73	入札説明書資料 2	4	3. ③	貸出冊数の増減に伴うサービス対価の改定について	4 頁に「10 万冊ごとにサービス対価を5%ずつ増額する」とあり、5 頁には「貸出冊数を一万の位で切り上げた値」とありますが、どのように理解したらよいのか、5 頁の計算例(500,001→600,000)でご教示ください。	500,000 冊以下は増額なし、500,001 冊以上600,000 冊以下の場合は5%増額、600,001 冊以上、700,000 冊以下は10%増となります。
1-74	入札説明書資料 3	1	1.	購入図書の選定	購入図書の選定はリスト案のみからでしょうか。現物見本からというのはありえないのでしょうか？	リスト案だけでなく現物見本のご提示があれば選定の参考とさせていただきます。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-75	入札説明書資料 3	1	1. (1)	本市が予定する図書等購入予定冊数	開館日までに購入する冊数は、平成 16 年度：約4万冊、平成 17 年度：約6万冊（計2年次：約10 万冊）とありますが、そのうち「中央図書館」で受入→配架する予定冊数はどのくらいの割合でしょうか。同様に開館年度から定常的に購入する冊数は約2万冊／年とありますが、中央図書館で受入→配架する予定冊数はどのくらいの割合でしょうか。	平成 16 年度、17 年度の 10 万冊は全て中央図書館で受入れ配架します。毎年購入する予定の 2 万冊は、中央図書館 1 万冊、分館 1 万冊の予定です。
1-76	入札説明書資料 3	1	1. (1)	資料概算予算	平成 16 年度約4万冊 平成 17 年度約6万冊それぞれの概算予算をお聞かせください。	16 年度は 6800 万円、17 年度は 1 億 2000 万円を予定しています。
1-77	入札説明書資料 3	1	1. (1)	図書の選定	既存図書30万冊を移管する予定だが、選書の際、既存図書を考慮して選定する必要があるのでしょうか？	既存図書約 12 万冊が移管予定です。選書は既存図書を考慮して選定して頂きます。
1-78	入札説明書資料 3	1	1. (1) ①	開館までに購入した図書の保管について	開館日までに購入した書籍の保管は市と PFI 事業者のどちらが行うのでしょうか。PFI 事業者が行う場合、それにかかる費用はどのように支払われるのでしょうか。	「運営に関する業務要求水準書」(p.3)IV-(1)-①-4 に示すとおり購入図書館資料の保管業務は PFI 事業者が行ってください。また、これに係る費用の支払はサービス対価 C に含まれます。
1-79	入札説明書資料 3	1	1. (1)	図書館資料購入計画	開館日までに購入する資料、及び開館年度から定常的に購入する資料の購入費は、本事業の入札価に含めないということでしょうか。	ご質問の通りです。
1-80	入札説明書資料 3	1	1. (2)	AV資料点数	開館日まで、毎年定常を問わず、DVD&ビデオテープ(映像系資料)は、著作権的に「館外貸出サービス」をクリアされているタイトルに関しては、館外貸出サービスを行うという認識でよろしいでしょうか。それとも映像系資料は、特に DVD は「館内鑑賞」のみというようなサービス運用をお考えでしょうか。	前述のご質問のとおりです。DVD&ビデオテープ(映像系資料)は、著作権的に「館外貸出サービス」をクリアされているタイトルに関しては、館外貸出サービスを行う予定です。
1-81	入札説明書資料 3	1	2. (1)	調達手続き	図書館資料の発注→検収→受入体制は、本館&分館所蔵分を含めて、中央図書館での「一極集中発注→受入管理」として、考えてよろしいでしょうか。	図書館資料の発注は分館分については各分館がSPCへ発注を行います。受入管理については全館分を中央図書館で行います。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-82	入札説明書資料 3	3	4.	入札参加条件 (図書館資料の調達について)	各資料の販売定価以下で納品することを条件とする、とありますが、中央図書館開館前に納品する各資料の「装備仕様」に関しては、事業者側と協議して新たな装備仕様を決めていくという認識でよろしいでしょうか。	基本は現在の市の仕様とします。 ただし応募者の提案を妨げませんので、詳細については本市とPFI事業者との協議により決定する事を予定します。 なお現在の市の仕様については平成 16 年 1 月 25 日までにお示しします
1-83	入札説明書資料 3	3	3.	支払サイクル	開館日までに購入する図書等とAV資料、および定期的に購入する図書等とAV資料について、それぞれどのようなタイミングでお支払いいただけるのでしょうか。	16 年度末を目途に一括で支払い、17 年度は年 2 回、定常的な支払いは月締めで支払う事を予定しています。
1-84	入札説明書資料 3	3	3.	図書館資料費の支払について	図書館資料費はいつ支払われるのでしょうか。 ①開館日までに購入する冊数(約 10 万冊)②開館年度から定期的に購入する冊数(約 2 万冊/年)、それぞれについてお教えてください	1-83 の回答を参照してください。
1-85	入札説明書資料 3	3	3.	MARC代金	MARC代金は図書資料費に含まれると考えてよいのでしょうか。	MARC代の費用は図書資料費ではなく、入札金額に含めてください。
1-86	入札説明書資料 3	3	4	入札参加条件	定価で納品する場合と、たとえば 5%引きで納品する場合、どのように評価がかわってくるのでしょうか？	「落札者決定基準」(p.16)10において「図書館資料の低廉な発注を行う為の具体的な工夫がみられる」場合は評価の対象としております。
1-87	入札説明書資料 3	3	4.	図書整理仕様	図書整理の仕様によってかかる費用が変わってくるが仕様はPFI事業者が決定するのでしょうか？ 市の仕様なのであれば仕様書をご提示いただけますでしょうか。	基本は現在の市の仕様とします。 ただし応募者の提案を妨げませんので、詳細については本市とPFI事業者との協議により決定する事を予定します。 なお現在の市の仕様については平成 16 年 1 月 25 日までにお示しします

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-88	入札説明書資料 4	1	2. (1)	図書館情報システム	<p>現状の図書館システムについて、「iLiswing ver4.00.95」 OS「Windows95」と記載されておりますが、</p> <p>①パッケージの名称について、「iLiswing ver4.00.95」には UX, NX, WE 等の複数のバージョンが存在すると考えられますが、貴図書館で使用されておられるものはどちらに該当されますでしょうか？</p> <p>② OS について、サーバ側の OS は「Windows95」でよろしいでしょうか？また、RDB (リレーショナルデータベース) の名称、バージョンを開示いただけますでしょうか？</p>	<p>①パッケージ名称: UXP/DS iLiswing V10 RDB 名 : RDB II base(V20L12)以降</p> <p>②OS 関係: サーバ側の OS が UXP/DS クライアント側の OS は windows95</p>
1-89	入札説明書資料 4	2	2.	機器・ソフトの所有	平成 16 年 3 月 31 日までのリース契約とありますが、16 年 4 月 1 日からはどのようになるのでしょうか。	再リースで対応を考えています。
1-90	入札説明書資料 4	2	2. (4)	機器・ソフトの所有について	<p>既存システムのリース期間は平成 16 年 3 月 31 日までとのことですが、開業前日 (平成 18 年 6 月 30 日予定) までの間の図書館情報システムはどうするのでしょうか。</p> <p>また既存のリース契約の締結先及び年間リース料 (保守メンテナンス費用含む) をお教えください。</p>	<p>開館前日までのシステムは現存機器の再リースで継続を考えています。</p> <p>年間予算は予算書をご参照下さい。予算書は図書館でご覧になれます。</p>
1-91	入札説明書資料 4	2	3.	提案条件	<p>「既存蔵書データ (既存蔵書データ内容はすべて網羅すること)、利用者データ (汎用フォーマットによる出力可能) については図書館運営に影響がないように引継を行うものとする」と記載されておりますが、既存図書館システムからの蔵書データ、利用者データについて、汎用フォーマットでのデータ提供及び提供されてデータの開示か可能でしょうか？</p> <p>(汎用フォーマットでの定時がない場合、著しく現行メーカーが有利になることが想定され、公平な競争を阻害される可能性があるため、ご検討をお願いいたします)</p>	<p>汎用フォーマットで提供は可能です。</p> <p>開示については契約者のみに行います。</p>

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-92	入札説明書資料 4	2	3.	既存の蔵書データ	直近の図書館蔵書合計「冊数」と、蔵書データ合計の「件数」を教示ください。また蔵書データはTRCマークヒット分で全件数が網羅されているのか、そうでなければ、そのうちTRCマークノーマットヒット分でオリジナルでデータを作成(地域資料等)した件数を教示ください。	検討中です。平成 16 年 1 月 25 日までに回答します。
1-93	入札説明書資料 4	2	7.	図書館情報システム整備計画書	『事業契約締結後速やかに・・本市に提出し確認すること』とありますが、速やかにとはどの程度の期間を想定されているのでしょうか。また、提出する時期によりますが整備計画書変更は、施設計画・設計変更に伴う設置個所及び台数についても入札価格の変更を伴わない範囲であれば、変更可能と考えて宜しいでしょうか。	「事業契約締結後速やかに」とは、概ね 30 日以内を目安としてください。 要求水準書を満たしている事及び入札価格の変更を伴わない事を前提に、施設計画・設計計画の変更に関する協議を行う事は可能です。
1-94	入札説明書資料 4	2	7.	ホームページについて	ホームページ(以下 HP)デザイン及びコンテンツの概略を、事業契約後速やかに提示するよう記載がありますが、HP デザイン等については概略を示す程度で良いでしょうか。(図書検索システムの画面等は即時提示可能です。)通常、HP については、画面数及びどの程度の機能を付加するかを決めて予算取りを行い、決定後、ニーズ等を反映させながら、作成していくことを考えております。	ご質問の通りです。
1-95	入札説明書資料 4	3	8.	更新(開館後 5 年経過時点)の取扱について	「費用、経費の算出について、5 年経過時点に行うものとする」と記述されておりますが、経費算出の考え方は、5 年リース×2=10 年の算出でよろしいでしょうか?	応募者の提案とします。
1-96	入札説明書資料 4	3	8.	更新(開業 5 年経過時点)の取扱について	開業 5 年経過時点で、図書館情報システムが技術革新などにより著しく進歩していた場合も、更新内容を市と協議し、更新内容によってはサービス対価の見直し対象となるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準の変更が無い限りサービス対価の見直しは行いません。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
1-97	入札説明書資料 4	3	9.	開館後 10 年以後の取扱について	PFI 事業者が当該サービスを継続しないこととなった場合でも、それまで使用していた図書館情報システムを市へ譲渡しないこととされているので、図書館情報システムについては PFI 事業者がリースで調達することができるという理解で宜しいでしょうか	ご質問の通りです。
1-98	入札説明書資料 4	4	10.	将来のネットワーク	図書館機能を有する施設が、将来において新たに整備・廃止・または移転等された場合、図書館情報システムに関するサービス対価の増減についてのお考えをお示し下さい。	ご質問の想定ケースの場合は契約内容の変更に該当し、「事業契約書案」第 57 条に示すとおりとなります。
1-99	入札説明書資料 4	4	10.	図書館情報システム機器設置台数及びネットワーク網概念図	ネットワーク網構成上の留意点として、専用回線は利用する者にストレスを与えないものを選定する、とあるが、専用回線使用料等の費用も SPC の経費として計上するという点でよいのか。	1-54 の回答を参照ください。
1-100	入札説明書資料 4	4	10. (1)	専用回線の利用者について	「専用回線は利用する者にストレスを与えないものを選定する。」との記載がありますが、利用者とは誰を指しますか？館内利用者ですか館外利用者も含めてですか？インターネット利用者も含まれますか？	専用回線を利用する利用者全てが対象になります。
1-101	入札説明書資料 4	4	10. (1)	専用回線の利用者について	「専用回線は利用する者にストレスを与えないものを選定する。」との記載がありますが、ストレスを与えないとの記載は余りにも抽象的です。最低限必要と思われる帯域を教示して下さい。	回線の種類等については、入札時点において市場で調達可能な仕様の範囲で本事業の内容を考慮してご提案ください。
1-102	入札説明書資料 4	5	10. (2)	本施設(図書館情報システム)	各コーナーのインターネット等利用 PC の設置計画に伴う、「プリントサービス」は行ってよろしいのでしょうか。このサービスは基本的に行わない方針でしょうか。	有償で、著作権法上で許される範囲で提案してください。
1-103	入札説明書資料 4	5	10. (2)	本施設	パソコンコーナーの図の中に[利用者用]利用状況確認用端末の記載があり、状況管理・空き PC 検索・予約と記述がありますが、この端末の役割は、パソコンコーナーの[利用者用]インターネット等の PC の空き状況検索・予約システムとの位置付けでしょうか？	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-104	入札説明書資料 4	5	10 (2)	作業者のメールアドレスについて	作業用 PC はインターネットが利用できれば良く、作業用メールアドレス等を持つ必要が無いと考えて良いですか？	市職員のメールアドレスは館長、庶務、奉仕用として計3つ必要です。
1-105	入札説明書資料 5	1	1.	付帯事業の基本的な考え方について	PFI 事業者が付帯事業を行うこととされていますが、直接、構成員または協力企業が付帯事業を行うことは認められないのでしょうか。	構成員又は協力会社が直接付帯事業を行うことはできません。
1-106	入札説明書資料 5	1	2. (2)	行政財産の使用許可について	付帯事業に必要な設備を設置する場合は、稲城市から行政財産の使用許可を取ることとされていますが、許可年限は事業期間全般に及びますか。または、一定期間後に更新が必要でしょうか。	本施設は本市の行政財産となりますが、「稲城市公有財産規則(昭和 41 年 4 月 1 日規則第 80 号)第 21 条に「行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。」、同第 2 項に「前項の使用許可の期間は、これを更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。」とあり、本事業においてもこの規定は適用されます。したがって、付帯事業に係る行政財産の使用許可は1年ごとの更新となります。
1-107	入札説明書資料 5	1	2. (2)	付帯事業について	「付帯事業の事業場所は、図書館及び体験学習施設内とすることを原則とする。」とありますが、例外はどのような場合ですか。	例えば図書の有料宅配業務などは、事業場所が図書館外となる可能性があると思われます。
1-108	入札説明書資料 5	1	2. (2)	付帯事業	「付帯事業の専用とする諸室等を設けないこと」とありますが、不許可となる基準を明確に示してください。	付帯事業の許可要件は「入札説明書資料 5」に示すとおりですが、応募者の付帯事業に関する提案は多種多様な提案が予想されるため、個別の検討が必要となることが想定されます。そこで、「様式 1-1 質問書」において付帯事業に関する質問について非公表の申し出の措置を設けておりますので、許可又は不許可の判断については第 2 回の質問において問い合わせください。
1-109	入札説明書資料 5	1	2. (2)	付帯事業の場所	ここには、「図書館及び体験学習施設内」とありますが、契約書 61 条 1 項には「図書館内」とありますが、どちらが正しいでしょうか。また、共用部分(ロビーなど)を利用することも出来るのでしょうか。	図書館内も含め補助事業施設における営利目的の使用許可は可能ですが、都市公園法に準じた提案内容及び用途である必要があります。
1-110	入札説明書資料 5	1	2. (2)	事業場所について	施設の外構部や城山公園の一部も活用した事業の計画も可能か	都市公園法に準じた提案内容及び用途であれば許可することも可能です。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-111	入札説明書資料 5	1	第 2 条	土地・建物の使用料算定の基準	土地の適正な価格については相続税路線価相当、建物の適正な価格については本施設の建設費相当と理解して、問題はないか。	「建物の適正な価格」については、「稲城市行政財産使用料条例」に示す建設費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状態等の条件、「土地の適正な価格」については固定資産税評価額を基本とし、同条例に示す土地の位置、形状、環境、使用の態様等の条件がを考慮し、その時の情勢で判断します。
1-112	入札説明書資料 5	1	第 2 条	使用の額について	PFI 事業者の権原は、行政財産の目的外使用許可という理解で宜しいでしょうか。	目的外使用になります。許可の判断は内容により異なりますので、質問回答の2回目で具体的な質問をお願いします。
1-113	入札説明書資料 5	2	第 3 条	日割り計算について	日割り計算は 365 日ベースで行うのでしょうか。それとも 360 日ベースで行うのでしょうか。	365 日ベースで行います。
1-114	入札説明書資料 5	2	第 3 条	付帯事業の放棄、付帯事業の終了について	付帯事業を放棄してはならない。あるいは終了してはならないとありますが、放棄したときの罰則規定は具体的にあるのでしょうか。	付帯事業を放棄あるいは開館後 3 年経過以前の終了した場合は「事業契約書案」第 66 条が適用されます。
1-115	入札説明書資料 6	1	1. (3)	ヘルプデスクについて	ヘルプデスクを設置するスペースは図書館の事務作業室内と考えるべきでしょうか。	応募者の提案とします。図書館の事務作業室内でも結構です。
1-116	入札説明書資料 6	3	1. (4)	減額の方針について	減額は不履行を起こした業務毎に行うものとし、他の業務に影響が及ばないようにするものとするが、2 以上の業務からなる複合的な理由による不履行の場合、市の判定する過失割合に従って、各業務にポイントが加算されるとの理解でよろしいか。	ご質問の通りです。
1-117	入札説明書資料 6	7	表 2	ウイルス感染について	表-2 でサービス対価 D の例で、コンピュータウイルスに感染との記載がありますが、持ち込み PC がウイルスを持っていた場合、種類によっては対応に時間を要するため、持ち込み PC 間で感染する怖れが出ます(館内 PC には、被害は及ばないと考えています。)。そのようなケースは事業者側では防ぎようが無い為、減額ポイントから除外されると考えて、宜しいでしょうか？	ご質問のようなケースは可能な限り防止できるようなご提案、あるいはウイルス感染が完全に防げないと想定される場合はその迅速な対処方法についてご提案ください。その時点での最新技術をもってしても防ぎようがない被害等については、本市とPFI事業者で検討することが必要と考えております。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
1-118	入札説明書資料 6	7	表 2	資料紛失	「資料紛失率が所定の値を超過」とありますが、「市が責めに帰すべき事由」とはどのような事由でしょうか？事業者の責めに帰すべき事由との違いを明確にお示し下さい。	現段階では特に具体的ケースについて想定していません。 なお、入札説明書資料 6 表2中のサービス対価 C の「重大な支障」の対象として「資料紛失率が所定の値を超過」の記載については削除します。
1-119	入札説明書資料 6	8	表 4	減額ポイントについて	水準未達の状況について、「明らかに重大な支障がある場合」とか「明らかに利便性を欠く場合」の基準がありますが、判断基準はどのようなものか具体的にご説明願います。	「入札説明書資料 6」(p.7)表 2 及び表 3 に示す通りです。
1-120	入札説明書資料 6	11	3. (4) ② エ	虚偽報告があった場合の措置について	業務報告が当該四半期以前であり、前四半期にも虚偽報告がない場合は、当該業務の過去のサービス対価を本市に返還するものとする事とあるが、ここでいう過去のサービス対価とは虚偽報告を行っていた期間のものを指すとの理解でよろしいか。	ご質問の通りです。
2-1	基本方針	3	I 2	情報技術を活かしたサービス	サービス提供方法として情報技術を使用することを前提としているということでしょうか、情報技術をサービスとすることでしょうか	前者です。情報技術を使い、図書サービスの効率化、スピード化を図ることを第一の目的としています。
2-2	基本方針	4	III 1	多様な視聴覚資料・電子資料についても収集(資料の収集と保存)	館内視聴のみか貸出もするのかの基準を資料別にお聞かせください。ビデオを貸し出すとなると入手経路や著作権料を考えなくてはならないからです。	以下の通りとします。 貸出 ・ CD 著作権処理済による貸出 ・ ビデオ、DVD 著作権未処理のもの ・ 館内利用
2-3	基本方針	4	III 1	資料の分類や並べ方、資料の展示等をたいせつにする(資料・情報の提供)	何か特別な事をするということをPFI事業者に期待しているのでしょうか？	資料の分類・展示により市民の知的好奇心を刺激することや、利用しやすい図書館にするためのノウハウを期待しています。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
2-4	基本方針	5	Ⅲ 1	居場所となるような工夫(ヤングアダルトサービス)	その目的と具体的にどのような機能・要件を備えた「居場所」とお考えかお聞かせください。	青少年が目的を持たずに立ち寄っても居心地の良いスペース等を提供したいと考えています。運営に関する業務要求水準書のヤングアダルトサービスを参照してください。
2-5	基本方針	5	Ⅲ 1 ⑤	学校との連携について	活動場所や活動の内容等、学級単位の受入れとは、具体的にどのような活動を想定しているのでしょうか。	総合学習などで学級単位で来館し図書館資料、インターネットなどを利用して学習することなどを想定しています。場所は体験学習施設を想定しています。
2-6	基本方針	6	Ⅲ 1 ④	高齢者サービスについて	(仮称)稲城市立中央図書館基本方針の中に、「高齢者向けの資料コーナーを設け、居場所・人との出会いの場としても機能する」及び地域の情報拠点のため必要な施設として「シニアコーナー」の記載がありますが、設計・建設に関する業務要求水準書には設置を要求する旨の記載がございません。ヤングアダルトコーナー同様、一般開架スペースに「シニアコーナー」を設けると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2-7	基本方針	6	Ⅲ 1 ④	高齢者向きの資料コーナー(高齢者へのサービス)	資料の内容が高齢者向きということなのでしょうか？それとも高齢者もストレスを感じず利用できるスペース、機器の完備ということでしょうか？	高齢者を対象とした資料などのサービス提供と高齢者が使いやすい備品の設置について提案を求めます。
2-8	基本方針	7	Ⅲ 2 ④	学習室	創造と交流の場に必要施設として「学習室」とありますがこれは「自習室」を意味しているのでしょうか？	体験学習室の機能で補えるよう提案してください。
2-9	基本方針	7	Ⅲ 2 ④	創造と交流の場のため必要な施設について	「学習室、展示室、視聴覚ホール、集会室、会議室」が必要と読めますが、「設計、建設に関する業務要求水準書」の(3)諸室仕様の②図書館諸室にはいずれも含まれていません。それぞれにつき要否および要求される仕様を具体的にご教示ください。	本事業は図書館と体験学習施設が相互に補完しあうことで学習効果を高め、より効率的な施設にすることを考えています。
2-10	基本方針	7	Ⅲ 2 ④	創造と交流の場－創造活動の支援と交流－のため必要な施設について	学習室、集会室と明記されておりますが、業務要求水準書には記してありません。いずれかの室を兼用すると考えてよろしいのでしょうか。	2-9 の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
3-1	サービス及び資料に関する方針	1	第 1 1	休館日について	・休館日で年末年始の日程は決定していますか？ご教示ください	規則上で12月28日から1月4日としています。 中央図書館では決定していません。
3-2	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)	紛失	「図書館利用カードを紛失した場合は調査機関を設け～」とありますが、「機関」でしょうか、「期間」でしょうか。	「期間」の誤りです。 カードの紛失届けがあった場合、直ぐにカードの再発行を行うのではなく、一定の調査期間を置いた後に発行の必要があれば発行します。
3-3	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)	カード紛失について	「図書館利用カードを紛失した場合は、調査機関を設け・・・」とありますが、「調査期間」の誤りではないでしょうか？	3-2の回答を参照ください。
3-4	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)	図書館利用カード	調査機関とはどのようなものを想定しているのでしょうか？	3-2の回答を参照ください。
3-5	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)	図書館利用カード	さまざまなサービスを利用するのに使用するとありますがどんなサービスをするのでしょうか 館外の行政機関でのサービスなども含まれているのでしょうか	図書館資料の貸出、予約、インターネットによる確認などで、図書館サービスに限ります。
3-6	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)	利用カード	「*利用カード：現在は貸出券さまざまなサービスを利用するのに使用するので名称変更」とありますが、文章がわかりませんのでご説明ください。	3-5の回答を参照ください。
3-7	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)	図書館利用カードを紛失した場合	「調査機関を設け再発行する」とありますが、他の図書館とも共通の調査機関でしょうか、それとも本中央図書館独自で新たに設けるのでしょうか。	3-2の回答を参照ください。
3-8	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (2)		「調査機関」は、「調査期間」の誤植でしょうか	3-2の回答を参照ください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
3-9	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (3)	用意のできた本の連絡(リクエスト)	連絡方法は電話でしょうか？また、利用者からの確認もできるようにするのでしょうか	方法は事業者の提案によります。なお、利用者が自分で確認できる事は必要です。
3-10	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (4)	資料の貸出(貸出・リクエスト)について	視聴覚資料、IT機器等の館外貸出は行わないと考えてよろしいでしょうか。	2-2の回答を参照ください。視聴覚資料の貸出は行いますが、IT機器の館外貸出しは行いません。
3-11	サービス及び資料に関する方針	2	第 1 3 (5)	通常の督促について	「図書館サービス及び資料に関する方針」では一ヶ月とありますが、業務要求水準書((1)-③-33 利用者への督促)では、「通常の督促は1週間に1度」とされています。いずれを適用すべきかご教示ください。	貸出期限から1ヶ月間経過した場合、最初の督促の対象とします。毎週1回の督促とは、2回目以降の新たな督促対象者に督促する事を指しています。
3-12	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 5	稲城に関する新聞記事を収集整理し、デジタル化する	図書館の日常業務として位置づけるにはかなり負担が大きいと思うのですが、具体的にどのような作業を想定しているのでしょうか？また利用方法や保存方法をどう考えているのでしょうか？	①対象は朝日・産経・東京・毎日・読売の5紙。 ②稲城に関する新聞記事を拾い出す。 ③検索できるようにする【掲載日、地名・人名を含むキーワード(見出し・本文)、分類から】 ④記事のクリッピング(デジタルでも可) 以上のことを著作権法を遵守して行い、中央及び分館の図書館PCで利用する事を考えています。
3-13	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 5	稲城に関する新聞記事を収集整理し、デジタル化する	過去体系的に現図書館にて新聞記事を収集整理して管理していると思いますが、何年(西暦)頃から整理されているのでしょうか。またデジタル化作業は、その過去の整理している全件からを対象として、事業期間内は継続的にデジタル化していくという理解でよろしいのでしょうか。この点を踏まえまして、昨年度現在までの記事索引総合計概算件数と、昨年度1年間に蓄積した記事索引合計概算件数を教示ください。	主旨はご質問のとおりです。対象は1988年以降で年間約600件程度が対象です。記事総合計概算件数は約10,000件で、昨年は約850件でした。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
3-14	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 5	地域資料をデジタル化する	デジタル化対象とする資料の相応する冊子体目録は既存するのでしょうか。また運用システムではWEB公開は要求されていないという認識前提で、館内の利用者PCでCD-ROM等での公開を行えばいいのでしょうか。	web上での公開は要求いたしません。閲覧は館内でのみ可能とします。
3-15	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 5	地域資料をデジタル化する	デジタル化を想定している対象資料の概算点数、その点数合計の概算総頁数、主な内容(分野)を教示ください。また地域資料の収集点数/年も教示ください。そしてデジタル化を対象予定としている資料は、あくまでも紙媒体の資料だけで、映像媒体等の紙媒体以外の資料は対象としないという認識でよろしいでしょうか。	年間2件で100ページ分程度を想定しています。紙媒体を対象とします。
3-16	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 5	必要に応じてデジタル地域資料を作成する	上段項目の「地域資料をデジタル化する」(所蔵資料のデジタル化)と「デジタル地域資料を作成する」(既存の資料の再編集等)の違いを、具体的に説明ください。	「地域資料をデジタル化する」(所蔵資料のデジタル化)とは現在冊子としてあるものをデジタル化する事です。「デジタル地域資料を作成する」(既存の資料の再編集等)とは図書館が必要なテーマを決め、各資料を用いて新たに資料を作成する事です。
3-17	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 5	地域資料をデジタル化する	図書館の日常業務として位置づけるにはかなり負担が大きいと思うのですが、具体的にどのような作業を想定しているのでしょうか？また利用方法や保存方法をどう考えているのでしょうか？	3-16の回答を参照して下さい。利用方法及び保存方法は、館内での使用とし、CD-ROM等のメディアにより学校への提供も考えています。
3-18	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 6	対象年齢範囲	具体的な対象年齢は何歳から何歳までかお聞かせください。	(乳幼児から小学生まで)
3-19	サービス及び資料に関する方針	3	第 1 3 6	お話し会手作り作品を作成	具体的にはどのようなものか ペープサートやパネルシアターの道具考えていいのでしょうか？	ご質問のとおりです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
3-20	サービス及び資料に関する方針	4	第 1 3 7	対象年齢範囲 (ヤングアダルトサービス)	具体的な対象年齢は何歳から何歳までかお聞かせください。	中学・高校生を想定しています。
3-21	サービス及び資料に関する方針	4	第 1 3 7	ヤングアダルトのためのスペース	書架と閲覧スペースだけでなく専用の場所を設けるということでしょうか？市としてかなり重要視しているのかをお聞かせください。	ヤングアダルトのためのスペースは、一般開架スペース内にコーナーとして設けてください。
3-22	サービス及び資料に関する方針	4	第 1 3 8	対象年齢範囲 (高齢者サービス)	具体的な対象年齢は何歳から何歳までかお聞かせください。	おおよそ 65 歳以上を想定しています。
3-23	サービス及び資料に関する方針	4	第 1 7 8	ヤングアダルトサービス及び高齢者サービスについて	ヤングアダルトサービス、高齢者サービスは一般開架スペース内にコーナーとして設ければよろしいのでしょうか。	ご質問の通りです。
3-24	サービス及び資料に関する方針	4	第 1 7 8	ヤングアダルトサービス及び高齢者サービスについて	ヤングアダルトサービス、高齢者サービスの備品は一般開架スペースに指示のあるものを配置すればよろしいのでしょうか。	ご質問の通りです。また応募者が提案される備品を配置することを妨げるものではありません。
3-25	サービス及び資料に関する方針	4	第 1 3 9	障害者サービス	障害者のサービスでリクエストに応じて録音図書(録音テープ、またはCD)を作成するとありますが、作成する頻度、量はどれくらいですか？	14 年度の実績は、18 タイトル 95 本(カセットテープ 90 分)作成しています。
3-26	サービス及び資料に関する方針	4,5	第 1 3 9	障害者サービス (病院サービス)	・病院サービスで入院患者からリクエストを受ける方法はどんな方法ですか？またその頻度は？ ・病院への本の運搬方法について、現行はどのように行っていますか？ ご教示ください。	・現在のリクエストの受領方法は、配本所にある用紙に記入し設置してある受付箱に投函し、図書館職員が回収する方法をとっております。 ・現在の運搬方法は、市役所の交換便で送付しています。
3-27	サービス及び資料に関する方針	5	第 1 3 10	多文化サービス 外国語による利用案内を作成する	ここでいう外国語とは、英語、中国語、ハンガルの3言語という認識でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
3-28	サービス及び資料に関する方針	5	第 1 3 10	多文化サービス	外国人の方の利用比率はどれくらいになりますか？また、利用頂く外国人の方とのコミュニケーション言語は主に何言語になりますか？ご教示ください。	15年1月現在、外国人の市内在住者は853人です。 利用いただく外国人の方とのコミュニケーション言語は主に英語を想定しています。
3-29	サービス及び資料に関する方針	6	第 2 2-1 1	方針の改定 (資料に関する方針)	この方針は何年かに一度改定されていくものでしょうか？	必要に応じて改定する予定です。
3-30	サービス及び資料に関する方針	6	第 2 2-1 2 ⑦	特別コレクション	特別コレクションとは具体的に何を指すのでしょうか？	現在は特に想定しておりません。
3-31	サービス及び資料に関する方針	6	第 2 2-1 3 (1) ①	種類別資料選択基準 リクエストが一定数件以上になった場合、複本を用意する	ここでいう「一定数件以上」の数値(一定期間も含み)を教示ください。	中央図書館でのリクエスト件数が原則として10件以上を想定しています。
3-32	サービス及び資料に関する方針	7	第 2 2-1 3 (1) ①	リクエストされた図書	1年以上前の出版物はどうするのでしょうか？	図書館間の相互貸借により対応します。
3-33	サービス及び資料に関する方針	7	第 2 2-1 3 (1) ①	リクエストされた図書	複本を用意する基準として「一定件数」とはどのくらいかお聞かせ下さい。	3-31の回答を参照ください。
3-34	サービス及び資料に関する方針	7		4 門(部門別選択基準)	専門的な医学書を収集しないのはなぜかお聞かせください。	蔵書規模から医学の専門書まで収集できないと判断したからです。
3-35	サービス及び資料に関する方針	9	第 2 2-1 3 (1) ③	興味本位の扱い、異常な怪奇性、残酷性がないもの(児童図書)	収集基準としては主観的な気がしますが、具体的なガイドラインは市側から提示いただけるのでしょうか？	司書の判断にゆだねます。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
3-36	サービス及び資料に関する方針	9	第2 2-1 3 (1) ③	アニメ絵本は原則として収集しない(児童図書)	収集基準としては主観的な気がしますが、収集しない理由は何でしょうか？	基本的にアニメは動画ですのでアニメ絵本をあえて図書館で収集し、子どもに提供する必要がないという判断です。
3-37	サービス及び資料に関する方針	10	第2 2-1 3 (5)	電子資料について	「有料のオンライン・データベースなども利用できるよう整備する」とありますが、「運営に関する業務要求水準書」の「その他上記に該当しない資料(1)－④－72～76」に含むのでしょうか。導入する場合、利用料金は利用者負担で課金、有料プリントサービスも行うのですか。	有料オンラインデータベースの利用、活用については事業者の提案を期待します。有料のオンラインデータベースの利用料金は無料、プリントアウトについては有料を想定しています。
3-38	サービス及び資料に関する方針	10	第2 2-1 4	蔵書の構成について	ヤングアダルト(及び高齢者)向けの蔵書は「一般図書」に包含されているものと考えてよろしいでしょうか。またその場合、当該蔵書構成および蔵書数全体における当該蔵書の割合は、事業者として適宜提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
3-39	サービス及び資料に関する方針	10	第2 2-1 5	図書の分館への配送(収集の分担)	中央図書館で一括購入(装備)し各館へ配送するというのでよいでしょうか？	ご質問の通りです。
3-40	サービス及び資料に関する方針	10	第2 2-1 5	配本所(収集の分担)	現在の配本所以外に今後増えるのでしょうか？	現時点では予定しておりません。
3-41	サービス及び資料に関する方針	12	第2 2-2 1	共同書庫構想	具体的にどこまで進んでいるのか 稲城市としての参加についての検討はされているのでしょうか？	現在は検討しておりません。
3-42	サービス及び資料に関する方針	13	第2 2-2 (3) ①	亡失のための除籍	亡失の場合、再度購入するのでしょうか？	資料の必要性に応じて判断します。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-1	設計・建設に関する業務要求水準書	1	I (2)	外構部分について	維持管理に関する業務として、外構施設(駐車場含む)等の清掃業務は市が分担することとなっております。今回建設される図書館と体験学習施設は分棟ということですが、この2つの施設間の空間は構部という理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
4-2	設計・建設に関する業務要求水準書	4	II (5) ⑥	インフラ整備について	電話会社(NTT)のインフラ整備状況を頂いておりますが、引き込み会社は1社と判断して宜しいでしょうか。	応募者の提案とします。なお、インフラ整備に関する工事費、工事方法等提案については、NTT、電気事業者、ガス事業者と事前に応募者側で調整をしてください。
4-3	設計・建設に関する業務要求水準書	5	III (1) ③ a.	体験学習施設の施設コンセプトについて	体験学習施設を平屋建てとする旨の記述が削除されましたが、これは「体験学習施設を2階建てとした提案が望ましい」というお考えによるものでしょうか。	施設の形状を規定する様な表現を削除したもので他の施設形状に誘導するためではありません。あくまで応募者の提案とします。
4-4	設計・建設に関する業務要求水準書	5	III (1) ③ c.	街に顔を向けた配置計画	城山公園からのアクセスルートを考え、敷地外の部分の計画も提案内容に含めてよいでしょうか。	事業計画地内の外構計画(案)は応募者の提案としております。事業敷地外であっても提案内容において必要とする部分について外構計画(案)において提案することは可能です。ただし、必ず外構計画(案)の提案内容が公園整備計画に採用されることは保証できません。採用されない場合のリスクを市は負いません。
4-5	設計・建設に関する業務要求水準書	6	III (1) ③ f.	分棟について	「図書館と体験学習施設は分棟とする」とありますが、ここでいう分棟の定義についてご教示ください。	分棟の定義は「施設構造体による重複がない状態」です。
4-6	設計・建設に関する業務要求水準書	6	III (1) ③ f.	機能補完について	図書館施設と体験学習施設は分棟としますが、 ①1.図書館施設+駐車場+共有スペース(MRなど) 2.体験学習施設+駐車場 ②1.図書館施設+駐車場 2.体験学習施設+駐車場+共有スペース(MRなど) 以上の①または②の組合せでそれぞれの建物を構成することは可能ですか	分棟の構成は応募者の提案としますが、MRなどを共有することは可能です。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-7	設計・建設に関する業務要求水準書	8	Ⅲ (1) ⑥	図書館開館について	図書館の開館については、市の職員の方がいなくても、SPCの職員のみで開館することは可能でしょうか。 また、SPCの職員のみで開館することが不可能な場合は、市の職員の方の出勤日を明確にご提示ください。	開館には必ず一人以上の市職員は出勤いたします。ただし市職員の出勤のローテーションは決定しておりません。
4-8	設計・建設に関する業務要求水準書	8	Ⅲ (1) ⑥	施設の開館日数	「図書館と体験学習施設の開館日数は同じとする」とありますが、開館日と開館時間は同じですか？	体験学習施設については、特別整理期間の開館を想定しています。その場合、体験学習施設の開館日数は増加し、開館時間は同じと想定しています。
4-9	設計・建設に関する業務要求水準書	8	Ⅲ (1) ⑥	施設の開館予定時間について	「図書館と体験学習施設の開館日数は同じとする」とありますが、どちらかの施設が単独で開館する日、時間は原則なく、開館する日、開館時間もまったく同じと考えて宜しいでしょうか。	4-8 の回答を参照してください。
4-10	設計・建設に関する業務要求水準書	8	Ⅲ (1) ⑥	施設の開館予定時間について	図書館と体験学習施設の閉館日は同じ日という理解で宜しいでしょうか。それともどちらか一方の施設のみが開館している日があるのでしょうか。	4-8 の回答を参照してください。
4-11	設計・建設に関する業務要求水準書	9		機能相関図について	駐車場と図書館の館外サービス(トラックヤード、荷捌作業)の間に相関が描かれていますが、駐車場の車路とサービス車両の進入路を共用可とし、サービス車両も車両入出庫管理装置を通して進入するという前提でしょうか。	応募者の提案とします。
4-12	設計・建設に関する業務要求水準書	9		エントランスホールについて	機能相関図によりますと、図書館、体験学習の機能上それぞれエントランスホールがありますが、共有のエントランスを設けることに支障がありますでしょうか。ご教示ください。	共有のエントランスを設けることに支障はありませんが、施設毎に専用のエントランスは必要とします。
4-13	設計・建設に関する業務要求水準書	9		図書館機能と体験学習機能の分離について	機能相関図では、図書館機能と体験学習機能が別建物に分けられているように見受けられますが、管理・運営上1棟の建物に両機能をまとめても問題がないと考えられる場合には、両機能を1棟の建物にまとめてよろしいでしょうか。	別棟が原則です。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-14	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ③ a. 3)	空調に関する要求水準について	指定がない限り一般的な温度及び一般的な湿度を確保するとありますが、指定がある室はございますでしょうか。また、閉架書架の特殊な温湿度条件はございますでしょうか(古書保管等)。	指定される室はありません。閉架書架についても一般的な室内環境を確保してください。
4-15	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ① b.	インフラ整備について	外構は本工事事業範囲外とありますが、外構に必要な電源・電話等はすべて事業範囲外と考へ、計画に外構分の電源容量および分岐等は見込む必要がないと考へて宜しいか。	体験学習施設の屋外との一体的な利用時に使用できる電源は最低一箇所以上外構部(建物外壁部も含む)に確保してください
4-16	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ① b. 5)	連絡車の駐車スペースについて	「業務用出入口付近に図書等搬入車両のスペースを確保する。」とありますが、これは、Ⅲ、(3)－②－2における搬送用トラックヤードのことと考へて宜しいでしょうか。公用車用屋内車庫を設けることとなりますが、PFI事業者が所有する連絡車については、このトラックヤードが常時の駐車スペースと考へて宜しいでしょうか。なお、トラックヤードと公用車車庫を一体の屋内スペースとしても宜しいでしょうか。	図書等搬入車両のスペースは搬送用トラックヤードを示します。PFI事業者が調達する連絡車の駐車スペースは提案とします。トラックヤードと公用車車庫の計画は応募者の提案とします。
4-17	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ① b. 7)	記入例) 大型物品搬入	体験学習施設へ搬入される大型物品とはどのようなものかお示してください。また、体験学習施設のどの場所から大型物品を搬入する想定でしょうか。なお、大型物品のための収納庫は必要ないと考へて宜しいでしょうか。	体験学習施設へ搬入される大型物品とは、工作台等の搬入を想定しています。なお、大型物品のための収納庫は必要ありません。
4-18	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ③	設備仕様について	設備主要機器(受変電、受水槽、熱源機器等)について、図書館と体験学習施設を独立して設置する必要がありますか？また、兼用する場合、図書館と体験学習施設の光熱水費を計量できるシステムにする考へてよろしいですかご教授ください。	独立して設置する必要はありません。兼用とする場合、各施設に個別に計量できるシステムを提案してください。
4-19	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ③	外構部の工事区分	施設から伸びる雨水排水設備が外構部の雨水排水設備と合流する場合の合流以降の雨水排水設備、外構部の散水設備、外構部の外灯設備は、PFI事業の対象外と考へて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-20	設計・建設に関する業務要求水準書	10	Ⅲ (2) ③ a. 3)	建築仕様について	「設計、建設に関する業務要求水準書」のP.10-11の施設全体仕様中に、「住宅の品質確保の促進に関する法律」による測定を用いて室内環境を測定するとなっていますが、備品を搬入前のみと考えてよいでしょうか。それとも備品を含めて記載されている室内環境とするため、備品搬入前と搬入後共に行なうのでしょうか。	室内環境の測定及び対策については以下の通りとしてください。 <ul style="list-style-type: none"> 竣工検査前までに測定及び対策を行うこと(ただし備え付ける必要のある備品がある場合には備え付ける前にも測定を行うこと。) 上記竣工検査の後、完工検査前までに測定及び対策を行うこと。(備品の搬入設置後に、図書搬入前及び図書搬入後にそれぞれ測定を行い、対策については完工検査前までに行うこと。)
4-21	設計・建設に関する業務要求水準書	11	Ⅲ (2) ③ a. 8)	雨水利用について	雨水利用に配慮するとありますが、雨水の利用先についてはご指定がございますでしょうか。事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか。	特に指定ございません。応募者の提案とします。
4-22 +	設計・建設に関する業務要求水準書	11	Ⅲ (2) ③ b. 4)	無停電電源装置について	無停電電源装置で保護が必要なコンピュータは、事務作業室内の図書館データベース用と、Web用コンピューターサーバーで宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
4-23	設計・建設に関する業務要求水準書	11	Ⅲ (2) ③ b. 4)	設備仕様について	電気設備の静止形電源設備には、無停電電源装置を設けることになっていますが、その範囲(中央機器のみか、個々の機器やどの程度のPCに設置するのか)をお教え下さい。	4-22の回答を参照してください。
4-24	設計・建設に関する業務要求水準書	11	Ⅲ (2) ③ b. 7)	インフラ整備について	LAN方式に指定はございますか	応募者の提案とします。
4-25	設計・建設に関する業務要求水準書	12	Ⅲ (2) ③ b. 11)	設備仕様について	電気設備のテレビ電波障害防除施設の記述がありますが、敷地周辺での電波障害の実績や防除施設を設けた参考事例があればお教え下さい。	敷地周辺については電波障害区域には該当しておりませんが、ニュータウン区域としてケーブル対象区域です。
4-26	設計・建設に関する業務要求水準書	12	Ⅲ (2) ③ b. 8) 13)	設備について	拡声設備と放送設備と項目が分けられていますが、業務兼用非常放送設備として考えて宜しいでしょうか。	応募者の提案とします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-27	設計・建設に関する業務要求水準書	13	Ⅲ (2) ③ c. 6)	給水設備について	「受水槽及び圧送式の設備を設けた給水設備の設置をする。」とありますが、給水直結方式または増圧方式の採用が可能ですかご教授ください。	直結方式及び増圧方式の採用は可能ですが、本施設では受水槽を設けてください。災害用ではありませんが断水時等に通水までのあいだ本施設への給水を確保するためです。
4-28	設計・建設に関する業務要求水準書	13	Ⅲ (2) ③ d. 2)	警備について	契約する警備会社の指定はございますか。また、警備会社と契約する場合本工事で設置する機械警備は空配管のみとして宜しいでしょうか。	警備会社の指定はありません。竣工検査を受けるときには要求されるすべての設備が整っている必要があります。
4-29	設計・建設に関する業務要求水準書	13	Ⅲ (2) ③ d. 3)	鍵の管理システムについて	「鍵の管理は原則として本市職員が行うものとし、入出館においては個人個人の入出館管理が行えるシステムとする」とありますが、詳細の内容をご教授ください。	マスターキーは市職員が管理し、市の職員はサブキーを保有。PFI事業者の職員については管理者を決めて適切に入出館管理を行ってください。
4-30	設計・建設に関する業務要求水準書	13	Ⅲ (2) ③ d. 3)	システムの仕様について	他図書館のシステムと仕様を合わせる必要がありますか。合わせる場合は、仕様をご指示ください。	合わせる必要はありませんが、利用者の利用に混乱を与えないように配慮してください。
4-31	設計・建設に関する業務要求水準書	13	Ⅲ (2) ③ d. 3)	設計・建設に関する業務要求水準書	「鍵の管理は・・・入出館においては個人個人の入出館管理が行えるシステムとする事。」とは、誰の入出館を誰がどのような手段で管理することでしょうか？	市職員は市職員が、事業者側スタッフは事業者側スタッフの管理者が行ってください。方法や手段は事業者の提案といたします。
4-32	設計・建設に関する業務要求水準書	13	Ⅲ (2) ③ d. 4)	警備設備について	「各施設の最終出入口及びエントランスの最終出入口に施錠を設ける」の意味をご教示ください。	職員用通用口を設けた提案の場合と職員用通用口とエントランスを兼用する提案の場合にそれぞれ最終退館者が施錠できる設備を考慮していただきたい旨を示します。
4-33	設計・建設に関する業務要求水準書	14	Ⅲ (3) ① 1	備品について	要求水準に記載されている PC、コピー機、FAX、AV 機器等の必要備品の仕様は事業者の判断によると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
4-34	設計・建設に関する業務要求水準書	14 ～ 24	Ⅲ (3) ① ～ ③	諸室の規模について	実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質疑回答Ⅱ-14 にならい、諸室の要求水準において、「以上」とあるものについては表示数値の20%増まで、「程度」とあるのは±10%増減が許容範囲と考えるべきでしょうか。	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-35	設計・建設に関する業務要求水準書	14	Ⅲ (3) ②	図書館諸室の要求水準について	要求水準として、必要とされる部屋があげられておりますが、ある設備を入れることによってその部屋が必要ではなくなる場合には、その部屋を提案に含めなくてもよろしいのでしょうか。	要求水準書を満たしている事が重要です。要求水準書を満たしている上での提案に期待し、要求水準書の一つでも満たしていない場合は失格となります。
4-36	設計・建設に関する業務要求水準書	14	Ⅲ (3) ② 1	エントランスホール	入館者自動カウンター装置(必要備品)は、BDS〔盗難防止用装置〕を設置した場合に、BDS に内蔵している入館カウンターを利用／運用管理する方式でよろしいでしょうか。それとも貴市側が体験学習施設内共有スペースで調達予定の入館者自動カウンター装置と同等レベルの専用の入館者自動カウンター装置が必要でしょうか。	BDSを設置する場合に内蔵されている入館カウンターを利用／運用管理することは可能です。体験学習センターに設置する入館者自動カウンターの調達も事業者の業務範囲であり両者の利用／運営管理の整合に留意してください。
4-37	設計・建設に関する業務要求水準書	14	Ⅲ (3) ② 1	駐車場の利用について	「一般用出入口に近い所に図書返却ポストを設置し、返却口は外部に面したもので、24時間、365日使用可能とする。」とありますが、図書館閉館後、駐車場の利用時間を過ぎて図書を返却しに車で来館した場合にも、利用させないと解釈してよろしいでしょうか。	閉館後一時的な返却に対する車での利用者に配慮した駐車場計画(外構計画(案))を提案してください。
4-38	設計・建設に関する業務要求水準書	14	Ⅲ (3) ② 2	車両について	搬送用トラック、公用車の車種、及び台数をご教示ください。	搬送用トラックは、図書納入事業者により異なるため、応募者の提案によります。公用車は普通乗用車(ワンボックスタイプ)を1台予定しております。
4-39	設計・建設に関する業務要求水準書	14	Ⅲ (3) ② 4	②図書館諸室について	ラウンジの必要面積、必要備品についてお示し下さい。	応募者の提案とします。
4-40	設計・建設に関する業務要求水準書	16	Ⅲ (3) ② 9	パソコンの区分について	パソコンは必要備品欄に記載されていますが、備品・図書館情報システム・建築設備の区分表(P16)では、パソコンは全て図書館情報システムに含まれています。どちらに含まれると判断すればよろしいでしょうか。	必要備品欄は網羅的に記載しており明確な区分は「備品・図書館情報システム・建築設備の区分表」を参照してください。
4-41	設計・建設に関する業務要求水準書	17	Ⅲ (3) ② 11	インフラ整備について	利用者が持参したパソコンについても、インターネットが利用できるとありますが、方式は事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-42	設計・建設に関する業務要求水準書	17	Ⅲ (3) ② 11	インターネット環境について	「利用者が持参したパソコンについても、インターネットが利用できる設備を設ける。」と記載がありますが、この場合 ISP(インターネットサービスプロバイダー)を含めて整備する必要は無いと考えて宜しいですか？(インターネットに出られる環境だけを整備すれば良いと考えて宜しいですか。通常ホットスポット等ではそのような形態を取っております。) またISPを含めて整備する場合、利用者持ち込み PC に対しても、有害情報等へのアクセスを制限するシステムと解釈するのでしょうか？	ISPを含めた整備の必要はありません。
4-43	設計・建設に関する業務要求水準書	17	Ⅲ (3) ② 12	②図書館諸室について	サービスカウンター内に設置する図書館資料の交換箱とはどのようなものなのでしょうか。	現在使用しているものは、折り畳み式プラスチック製 570×480×290cm のかごです。
4-44	設計・建設に関する業務要求水準書	18	Ⅲ (3) ② 13	②図書館諸室について	児童開架スペース内の多目的な展示スペースの必要面積、必要備品をお示し下さい。	事業者の提案とします。現在行っている展示は季節行事の本などです。
4-45	設計・建設に関する業務要求水準書	18	Ⅲ (3) ② 12	交換箱について	交換箱の具体的な用途をお示しください。	他館の返却された本やリクエストされた本を入れるものです。4-43 の回答を参照してください。
4-46	設計・建設に関する業務要求水準書	19	Ⅲ (3) ② 15	②図書館諸室について	レファレンス・地域資料スペースの蔵書の構成をお示し下さい。	参考図書 15,000 冊、地域資料 5,000 冊を想定しています。
4-47	設計・建設に関する業務要求水準書	19	Ⅲ (3) ② 16	要求水準	「DVD、CD-ROM、ビデオテープ」とありますが、CD-ROM ではなく音楽 CD と考えてよろしいでしょうか。	CD-ROM は CD に訂正します。ただし CD は音楽に限定しません。
4-48	設計・建設に関する業務要求水準書	20	Ⅲ (3) ② 18	②図書館諸室について	団体貸出室内の作業スペースは事務作業室内の作業スペース又作業室と兼用は可能でしょうか。	事業者の提案といたしますが、それぞれの作業スペースを確保する規模としてください。隣接していて動線上無駄が無ければ兼用も可能です。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-49	設計・建設に関する業務要求水準書	20	Ⅲ (3) ② 18	館外サービスについて	図書館閉館時に館外サービスは行いますか。館外サービスを閉館時に行う場合窓口は外部に面して必要ですか。	必要ありません。
4-50	設計・建設に関する業務要求水準書	20	Ⅲ (3) ② 19	②図書館諸室について	団体貸出室の作業スペースは具体的にどのような作業をするのでしょうか。書架以外の備品は必要ないのでしょうか。	団体貸出室の作業スペースは貸出用図書の配架前の一時置き場や貸出・返却図書の受け入れ確認作業を行うスペースです。書架以外に必要な備品は作業台、PC です。
4-51	設計・建設に関する業務要求水準書	21	Ⅲ (3) ② 20	サーバの設置について	「サーバを設置する」とありますが、ASP (IDC) での運用は不可ということでしょうか？先日の質問では事業者の提案とするということでしたが。	ASP (IDC) での運用は認めません。
4-52	設計・建設に関する業務要求水準書	21	Ⅲ (3) ② 及び ③	各種監視盤について	図書館諸室、体験学習施設諸室の両方の事務作業室に「火災報知器・緊急放送設備、エレベータ運転監視盤、空調機設備運転監視盤、他各種機器の集中管理パネルを設置する。」とありますが、各事務作業室に各施設の各種監視盤等を個別に設置するのですか、それとも両方の施設の各種監視盤等を設置するのですか御教授ください。	図書館の事務作業室には両方の施設の各種監視盤等を設置して、体験学習施設の事務作業室には体験学習施設のみの各種監視盤等を設けてください。
4-53	設計・建設に関する業務要求水準書	22	Ⅲ (3) ③ 23	③図書館諸室(喫茶室)について	喫茶室があることを知らしめる為のサイン(看板、等)を道路に面した敷地(外溝部)または、建物(図書館、体験学習施設、等)への設置が可能なのでしょうか？	設置は可能です。
4-54	設計・建設に関する業務要求水準書	22	Ⅲ (3) ② 23	喫茶室の運営について	喫茶室の利用者は図書館利用者、運営の曜日・時間は図書館と同様と考えて宜しいでしょうか。また、提供のメニューの内容や品数にご指定はございますでしょうか。	喫茶室の利用者は本施設の来館者です。運営、参考メニューなどは「運営に関する要求水準書」13ページ(1)⑤要求水準 共通及びその他を参照してください。
4-55	設計・建設に関する業務要求水準書	22	Ⅲ (3) ② 23	喫茶室について	喫茶室などの付帯設備を考えた場合図書館閉館時にも付帯設備を営業しますか。	図書館閉館時の営業は認めません。
4-56	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③	③体験学習施設諸室について	体験学習施設内に設ける各倉庫の規模、想定用途をお示し下さい。	工房、視聴覚室はその利用例を参考に倉庫の規模を提案してください。レクチャールームには机、椅子を収納できる倉庫の規模を提案してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-57	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③	工作台について	工作台(火気使用設備及び給排水設備を併設する)とありますが、ガスの供給が必要ですか、また、フード等の排気設備は必要ですかご教授ください。	ガスの引き込みを行ってください。 理科のような実験や調理などにも対応できる設備としてください。
4-58	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③ 1	展示コーナー	稲城市紹介の常設展示スペースとあるが、具体的な展示物をご例示いただきたい。	例 ・梨に関する展示 ・大丸用水展 ・写真で見る稲城 以上のような内容を市の文化財担当の協力により行う予定です。
4-59	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③ 5	工房(工作室)について	「2室利用(50㎡程度/室)が可能となるようにする」とは可動間仕切りで仕切ることを示しているのでしょうか。 また、要求水準の100㎡以上には倉庫が含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
4-60	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③ 5	火気使用設備及び給排水設備について	30人以上利用可能な工作台全てに火気使用設備及び給排水設備の設置が必要ということでしょうか。それとも、火気使用設備及び給排水設備は工作台とは分離させ、ガス台スペース、手洗いスペースを設置する应考虑すべきでしょうか。 なお、必要備品の表記に手洗いがあります。 また、設計、建設に関する業務要求水準書27項、Ⅲ、(3)⑤2. においては、火気使用設備は市区分の備品、手洗いは建築設備となっています。 この手洗いが要求水準の給排水設備と考えて宜しいでしょうか。 この手洗いには給湯設備は必要でしょうか。	ご質問の通りです。 手洗いは建築設備です。給湯設備は必要ありません。
4-61	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③ 5	陶芸釜の仕様について	実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質疑回答Ⅱ-61における電気釜は、専用の防火壁と換気設備が必要な大型のものではなく、室内の床設置が可能な小型のものであると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-62	設計・建設に関する業務要求水準書	23	Ⅲ (3) ③ 6	レクチャールームについて	「2室利用(50㎡程度/室)が可能となるようにする」とは可動間仕切りで仕切ることを示しているのでしょうか。 また、要求水準の100㎡以上には倉庫が含まれると考えて宜しいでしょうか。 また、この部屋の利用例もお示しください。	ご質問の通りです。
4-63	設計・建設に関する業務要求水準書	24	Ⅲ (3) ③ 7	体験学習室について	3つの各々自立した部屋がそれぞれにさらに可動間仕切りで2室に分割できる(最大6室に分割可能)と理解して宜しいでしょうか。 なお、この部屋の利用例もお示しください。	ご質問の通りです。グループ学習などを行う場合に間仕切りで仕切ることを想定しています。
4-64	設計・建設に関する業務要求水準書	24	Ⅲ (3) ③ 8	視聴覚室について	要求水準の120㎡以上には倉庫が含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
4-65	設計・建設に関する業務要求水準書	24	Ⅲ (3) ③ 8	音響・映写機器の仕様について	「音響、映写機器を設置する。」とありますが、詳細内容をご指示ください	応募者の提案によります。
4-66	設計・建設に関する業務要求水準書	25	Ⅲ (3) ④ 1	駐車場利用時間について	駐車場管理の要求水準として「利用方法は入場時、駐車券発行を行い3時間無料とする。3時間を超える場合は、図書館事務作業室にて駐車券の機械処理を行うが、無料とする。」とありますが、体験学習施設に来館する人もこの要求水準を適用するのでしょうか。 体験学習施設ではセミナー等が開催されると思われますので、3時間を越える利用が想定されますが、この場合でも、3時間を超える場合には体験学習施設の利用者は図書館事務作業室に出向き、延長の処理を行うのでしょうか。 体験学習施設の事務作業室でも、駐車場利用延長の処理ができるような設備は必要ないのでしょうか。	原則として体験学習施設の利用者の駐車券処理も図書館事務作業室で行いますが、設備や運営方法は提案とします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-67	設計・建設に関する業務要求水準書	25	Ⅲ (3) ④ 1	駐車場利用延長処理について	図書館の開館時間は午後 8 時まで、駐車場の利用時間は午後 9 時までと1時間の時間差が発生します。図書館が午後 8 時に閉館した後、駐車場の利用延長を行う場合、利用者はどのように利用延長の手続きをすればよろしいでしょうか。	図書館及び体験学習施設が閉館した後の一般の利用者による駐車場利用は認めません。
4-68	設計・建設に関する業務要求水準書	25	Ⅲ (3) ④ 1	駐車場の職員利用について	「職員はカード等により自由に入出りできる様にする」とありますが、「職員」とは公用車によって出入りする図書館職員ということでしょうか？実施方針に対する質問回答Ⅱ-21では職員の利用は想定していないとの記載がありましたが、職員の定義をご教示ください。	職員は市職員と事業者側スタッフを示します。市職員の利用は通勤のための利用を想定していないことを示しており、公用車を使用する場合の利用はカード等により自由に入出りできるように提案してください。
4-69	設計・建設に関する業務要求水準書	25	Ⅲ (3) ④ 1	④車両入出庫管理装置について	駐車場利用時間は「午前 8 時 00 分～午後 9 時 00 分」までとなっており、ブックポストは「24 時間、365 日使用可とする」とあります。駐車場の利用時間外のブックポスト利用者への駐車場はどの様にお考えでしょうか。	駐車場が閉鎖されていても時間外の返却ポスト利用のための自動車利用者へ配慮した駐車場計画を提案してください。
4-70	設計・建設に関する業務要求水準書	26	Ⅲ (3) ⑤	⑤備品・図書館情報システム・建築設備の区分表 1. 図書館施設諸室	表中での書架関連の備品、建築設備区分において「閉架書架」のみが建築設備となっているのは、どのようなお考えなのかお教え下さい。	閉架書架は建築計画に影響を与える提案も想定されること、更新リスクは本市が負うもの、との考えから建築設備といたしました
4-71	設計・建設に関する業務要求水準書	26	Ⅲ (3) ⑤ 1.	備品と建築設備との区分	閉架書架の書架のみ建築設備扱いとされた理由を教えてください。	4-70 の回答を参照してください。
4-72	設計・建設に関する業務要求水準書	26	Ⅲ (3) ⑤ 1.	備品情報システムの調達	備品、情報システムの所有はPFI事業者になっていますが、利用上支障がなければ、例えば運営事業者の所有とすることは可能でしょうか。	応募者の提案とします。
4-73	設計・建設に関する業務要求水準書	27	Ⅲ (3) ⑤ 1.	その他に含まれる備品の扱いについて	共有スペースにあるベビーチェア、ベビーベッドは建築設備に含まれているが、共有スペース以外の乳児用ベッド等は、備品と扱われるとの理解でよろしいか。	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-74	設計・建設に関する業務要求水準書	27	Ⅲ (3) ⑤ 2.	情報コンセントの数について	体験学習施設の館内 LAN の情報コンセント数ほどの程度必要とお考えですか？	各諸室1箇所(分割して2室利用できる場所は2箇所)以上必要とします。
4-75	設計・建設に関する業務要求水準書	27	Ⅲ (3) ⑤ 2.	記入例)内容審査Ⅱについて	体験学習施設の館内 LAN は、一般利用者が持ち込む PC に対応する必要は無いと考えて宜しいですか？	現在体験学習施設における利用者の持ち込みPCに関する使用規定はありませんが、今後利用者の持ち込みPCの利用も考慮されることからそれらのPCへの対応は必要と考えてください。なお設計・建設に関する業務要求水準書Ⅲ、(3)、⑥、b、4)でいう利用者持ち込みPCに対するセキュリティの確保は本施設(図書館及び体験学習施設)全体について適用されます。
4-76	設計・建設に関する業務要求水準書	28	Ⅲ (3) ⑥ c.	他施設の改修について	他 4 箇所の図書館とネットワークを構築する際、他 4 箇所の図書館に発生する改修は事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	事業範囲に含まれます。
4-77	設計・建設に関する業務要求水準書	33	Ⅳ (3) ① a.	建設工事実施時における第三者の監理者について	建設工事実施時には第三者の監理者により工事監理をさせるとあり、平成15年9月20日付けの「実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質問回答書」のⅡ—69に「設計・建設業務に関与していない会社が第三者の監理者となる場合は、その監理担当会社を協力会社として明記する」旨の質疑回答があります。 平成16年1月15日の参加表明受付の時点で、第三者の監理を行う監理担当会社の確定、記載が必要でしょうか。 それとも、入札説明書8頁の(1)カによる「応募者はPFI事業者から請け負った業務について事前に本市の承諾を得られた場合、第三者に委託できる」旨の条項により、特定され業務を請け負った段階で第三者の監理担当会社を定めることも可能と考えてよろしいでしょうか。	参加表明受付の時点で、第三者の監理を行う監理担当会社の確定、記載が必要ではありません。 応募者の参加資格要件に工事監理者は稲城市の入札参加資格者名簿に登録されていなければならない旨追加されております。
4-78	設計・建設に関する業務要求水準書	33	Ⅳ (3) ① a.	第三者の監理者について	第三者として、設計担当会社の連結対象でない50パーセント出資会社を協力企業とすることは可能ですか。	可能です。詳細は平成15年12月11日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
4-79	設計・建設に関する業務要求水準書	33	IV (3) ① a	工事監理者について	工事監理者の参加資格要件は、設計業務及び建設業務に関与していない第三者で、かつ、建築基準法及び建築士法に規定する建築士とする以外にありますでしょうか。	稲城市の入札参加資格者名簿に登録がされていることが要件です。
4-80	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	9	図書館機能と体験学習機能の分離について	機能相関図では、図書館機能と体験学習機能が別建物に分けられているように見受けられますが、管理・運営上1棟の建物に両機能をまとめても問題がないと考えられる場合には、両機能を1棟の建物にまとめてよろしいでしょうか。	別棟としてください。
4-81	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	駐車場出入口について	図中に駐車場出入口が示してありますが、本設計を行うにあたり位置の変更は可能でしょうか。ご教示ください。	駐車場出入口を示すことに際し警察との事前協議を経ており、位置の変更は行わないものとします。
4-82	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	事業計画地について	図中の1点破線と細線(折れ点丸印)が大きくずれています。なお、同参考資料2図2-1事業計画地測量図と図1-2の細線(折れ点丸印)とも北側に不一致な部分があります。図1-2において正確な事業計画地をお示してください。	修正したものを公表いたします。また図2-1の事業計画地測量図が正です。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
4-83	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	事業計画地への車両出入口について	図内に駐車場出入口が示されていますが、来館者用車両、公用車、連絡車等、全ての車両の出入口はこの1ヶ所のみとして計画すると考えるべきでしょうか。 稲城南多摩線を通過する車両はスピードを出して通過しており、カーブと坂道のある道路でもあることからこの車両出入口付近は交通事故が発生しにくい配慮が必要と思われます。実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質疑回答 I-23において「道路の改修工事は現在想定していない」との回答がありましたが、中央分離帯の切り開き、進入部分の歩道の切り下げ改修、稲城南多摩線道路内の信号機の設置、カーブミラーの設置等は提案対象外と考えて宜しいでしょうか。 中央分離帯の切り開きがないとすれば、稲城南多摩線を南方向へ進む車両の右折進入はないと判断して宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
4-84	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	駐車場入口	ここに駐車場入口が記載されていますが、他の場所への移動、追加は許されるでしょうか。	4-81 の回答を参照してください。
4-85	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	駐車場出入口について	事業計画地現況に示されている駐車場出入口の敷地外部分は、計画前提条件として既定のものでしょうか。あるいは歩道切り下げ位置、巾、右折進入路線の設置、信号の設置など、現状を変更することが予定されているか、提案対象であればその内容をご教示ください。	4-81 の回答を参照してください。 歩道の切り下げ以外現状の変更は予定しておりません。提案対象ではありません。
4-86	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	駐車場出入口について	事業計画地現況に示された駐車場出入口とは別に、車両出入口を設けても宜しいでしょうか。	4-81 の回答を参照してください。
4-87	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 1-2	外構計画の制限について	「事業計画地内に含まれる既存施設(休憩所、緑道等)は計画対象外とし、保存すること」ありますが、北側の池も含まれますか。できれば対象範囲を具体的に図示願いたい。	既存施設(休憩所、緑道、池)は計画対象外とし、保存してください。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
4-88	設計・建設に関する業務要求水準書	参考資料	図 2-2	事業計画地内に含まれる既存施設について	「事業計画地内に含まれる既存施設(休憩所、緑道等)は計画対象外とし、保存すること」とありますが、休憩所とはどの部分を示すのでしょうか。緑道脇の石組み、事業計画地内北側にある池も保存すると考えるべきでしょうか。保存対象範囲を明確にお示しください。 なお、敷地内通路と緑道との接続部分等、外構計画のなかで必要と思われる既存施設の軽微な改修は許容されると考えて宜しいでしょうか。	休憩所とは池の周囲にあります。ご指摘の池、石組みは保存範囲に含みます。保存範囲とする施設についての改修の計画は外構計画(案)の提案によります。
5-1	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	公・民役割分担について	車両入出庫管理装置と駐車場は、一体として管理しないと駐車場にリスクが残ります。駐車場を維持管理するものが、車両入出庫管理装置の維持管理を行うべきであると考えます。	車両入出庫管理装置の機器の保全業務が事業範囲であり、駐車場の管理とは異なります。
5-2	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	公・民役割分担について	備品調達、保全及び修繕業務と本誌設の修繕業務が維持管理業務に入っていますが、維持管理業務の参加資格を満たす必要があるのでしょうか。	参加資格の詳細は平成 15 年 12 月 11 日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照してください。
5-3	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	更新について	建築設備の更新が市の分担とされています。更新が定義されていますが、設備は10年程度で寿命となる機器もあり、ここで定義された更新では市の負担となると読めますが、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
5-4	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	警備業務について	e.本施設の警備業務について、図書館内の警備が事業者の負担になっていますが、本施設の誤りではないでしょうか？	ご指摘の通り、警備業務の範囲は「本施設」です。
5-5	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	鍵の管理について	e.本施設の警備業務について、マスターキーの管理は市になっていますが、サブキーの管理も市側で行うのでしょうか？事業者側のスタッフは一切鍵を持たないとの解釈であれば、入退管理はどのように行われるのでしょうか？	4-29 の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
5-6	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	大規模修繕業務(建築物)について	市側の分担となる建築物の大規模修繕とPFI事業者側の負担となる修繕の判定は「建築物修繕判定手順(建築保全センター)」を参考にするとあるが、金額的な基準など独自に判断する基準はあるのか？ また、現在想定している大規模修繕工事は何か？	独自の判断基準はありません。事業期間中の建築物の大規模修繕は想定しておりません。
5-7	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	大規模修繕業務(設備)について	更新(電気設備、空調、給排水)は市側の分担、修繕についてはPFI事業者の負担とある。判定基準となる「建築物修繕判定手順(建築保全センター)」には、「大規模修繕とは機器、配線の全面的な更新を行う修繕」とある。大規模修繕は市側の負担となる更新と捉えてよいか。	ご質問の通りです。
5-8	維持管理に関する業務要求水準書	1	I (2)	公・民役割分担	表中 中分類 b.本施設の修繕業務・小分類修繕業務(建築物)での「建築物の大規模修繕業務」の解説・コメントで、「建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう」とあり、分担は市と表記されていますが、大規模修繕に関する具体的な考え方、詳細な定義区分をお示し下さい。	大規模修繕に関する判断基準として「建築物修繕措置判定方法 建設大臣官房庁営繕部監修(最新版) 編集／(財)建築保全センター 発行／(財)経済調査会」を参考としています。事業期間中更新の必要性は同判定手法を参考に本市と事業者とが協議することを想定しています。
5-9	維持管理に関する業務要求水準書	2	I (3) 3.	統括責任者について	「PFI 事業者は、統括責任者を置き、図書館の業務に従事させる。」とありますが、ここでいう維持管理業務における図書館の業務とは何をさすのでしょうか？	ここでいう図書館の業務とは「維持管理に関する業務」を示しています。
5-10	維持管理に関する業務要求水準書	2	I (3) 3.	職員について	本事業における、市職員のそれぞれの出勤日及び勤務時間をお示しください。	4-7 の回答を参照してください。
5-11	維持管理に関する業務要求水準書	3	I (3) (5)	警備業務について	「本施設の警備業務・有人及び無人(機械)による・・・」は有人又は無人の誤りではないでしょうか？実施方針に対する質問回答において(Ⅱ-38)警備の方法及び方式等は応募者の提案となっております。	警備の方法は応募者の提案であり、ご指摘いただいた部分は無人警備を行う場合の設備対応を示しており、有人警備を排除したものではありません。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
5-12	維持管理に関する業務要求水準書	3・6	I (3) 6. 、 II (1) 2) 3. ⑤	各種管理記録等の整備保管について	「点検記録は5年以上、その他の記録は15年以上保管する。」とありますが、同資料 P6 には、「運転日誌・点検記録は5年以上、整備・事故記録は事業期間終了時まで保管する。」とあります。資料の保管期間は事業期間終了時までと解釈してよろしいでしょうか	ご質問の通りです。
5-13	維持管理に関する業務要求水準書	5	II (1) 2) 3.	管球の費用負担	管球の費用は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	保全業務に含まれているものとします。
5-14	維持管理に関する業務要求水準書	8	II (2) 1) 2)	事業終了後の修繕の考え方	事業終了直後の修繕に関する考え方はあるか？	特にありません。提案される長期修繕計画書によります。
5-15	維持管理に関する業務要求水準書	8	II (2) 1) 2)	長期修繕計画書について	竣工後、50年間の長期修繕計画書を作成することあるが、50年間の費用の算出は市の分担分も含めるのか。	ご質問の通りです。
5-16	維持管理に関する業務要求水準書	8	II (2) 1) 2)	長期修繕計画について	「国土交通省監修 改訂建築物のライフサイクルコスト(改訂版)」に基づいて長期修繕計画書(竣工後50年間)を作成とのご指示ですが、上記の資料を参考に応募者が保有する独自のLCC計算システムに基づいて算出するという理解で宜しいでしょうか。	応募者の提案とします。
5-17	維持管理に関する業務要求水準書	8	II (2) 1) 2)	修繕業務要求水準について	「長期修繕計画書(竣工後50年)を作成」と要求されておりますが、50年後の予測は少し長すぎると思います。通常25～30年の長期修繕計画書を作成しておりますが、何か50年の理由があれば教えてください。	施設は事業起案終了後も継続的に利用していく施設であり、維持管理業務において事業期間を超える長期的な視点に立った計画とすることに留意して修繕計画を提案していただきたいと考えます。50年に設定したのは最も長い建築物の法令耐用年数にしております。ただしこれは建物の構造を規制するものではありません。
5-18	維持管理に関する業務要求水準書	8	II (2) 1) 2)	修繕業務(建築設備)	「長期修繕計画書には、実施年度、修繕部位およびその範囲(市が行う20年目の更新含む)」と記載されていますが、市が行う20年目の更新とは、どのような内容なのでしょう。	建築設備費全般にわたり包括的に20年目に更新が必要と想定しており、具体的な内容はありません。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
5-19	維持管理に関する業務要求水準書	8	Ⅱ (2) 1) 2)	定期的な修繕について	「大規模修繕は発生させない」ということは、20年間大規模修繕について見込まないということですか。それとも発生そのものがあるとはならないということですか。20年間皆無ということは想定できないことではないですか	事業期間における建築物の大規模修繕は想定しておりません。
5-20	維持管理に関する業務要求水準書	9	Ⅱ (3)	備品の調達、保全及び修繕業務	備品の調達、保全及び修繕業務を建築物の保全業務とは異なる企業が行う場合、備品調達、保全及び修繕業務を行う業務を行う企業も維持管理業務の担当として資格審査時に登録する必要があるのでしょうか。	詳細は平成15年12月11日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照し対応してください。
5-21	維持管理に関する業務要求水準書	9	Ⅱ (3)	備品の修繕	『適切な維持管理計画のもとに点検・保守・修繕を行なう』とありますが、本施設の場合と同様備品の更新は業務範囲に含まないと考えて宜しいでしょうか。また、保守する期間として(更新までの期間)一般的な耐用年数を基準に想定することと考えて宜しいでしょうか。	本業務の範囲には備品の更新は含まれません。保守する期間は事業期間であり、更新が必要となる場合は本市との協議によります。
5-22	維持管理に関する業務要求水準書	9	Ⅱ (3) 2.	備品の調達、保全及び修繕業務	備品は「適切な維持管理計画のもとに点検・保守・修繕を行う。」とありますが、更新は含まれるのでしょうか。また、市の職員・利用者の責による備品の破損の修繕はどちらの負担となりますか。	備品の更新は想定しておりません。破損の起因により負担者が異なります。
5-23	維持管理に関する業務要求水準書	9	Ⅱ (3) 3.	備品更新	事業期間中の備品更新判断はPFI事業者の判断と考えていますか宜しいでしょうか。	市と事業者とが協議の上判断いたします。
5-24	維持管理に関する業務要求水準書	10	Ⅱ (4) 3.	廃棄物処理費	本施設は市の施設であることから、施設内から発生する廃棄物処理費は市の負担との理解で宜しいでしょうか。また喫茶室から発生する廃棄物処理費はPFI事業者の負担との理解で宜しいでしょうか。	ゴミの処理は清掃業務に含まれます。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
5-25	維持管理に関する業務要求水準書	10	II (4) 3. ① イ)	清掃業務:ゴミ収集・分別・運搬・処理・管理	施設内より出るゴミの収集・分別・運搬、『処理』・管理を行い、始業前にはゴミがない状態にする。とありますが、ここでのゴミ処理は最終処理を含めないと理解してよろしいでしょうか。 最終処理まで事業者の業務範囲に含まれるとお考えの場合は、「廃棄物及び清掃に関する法律」により排出事業者(貴市)と許可を受けた廃棄物業者が直接契約を行う必要が生じます。したがってSPCが廃棄物処理業の資格を有する必要があるということになるのですが、SPCがこれらの資格を取得するためには、ごみ搬送車や中間処理施設を保有する必要があり現実的ではありません。	ゴミ処理についてはPFI事業者の業務範囲に最終処理は含みません。
5-26	維持管理に関する業務要求水準書	10	II (4) 3. ① イ)	日常清掃のゴミの処分	運営期間中の生ゴミを含む一般廃棄物及び産業廃棄物の処分に掛かる費用は、別途市の負担により処分されるものと考えて宜しいでしょうか。また、喫茶室運営業務により発生する生ゴミ等の処分費は、喫茶室運営業務に含まれるのですか、あるいは別途市の負担により処分されるものと考えて宜しいでしょうか。	ゴミの処分に係るすべての業務は事業範囲とします。よってかかる費用は事業者の負担とします。喫茶室運営業務により発生する処分費も同様とします。
5-27	維持管理に関する業務要求水準書	11	II (5) 3.	警備業務要求水準	「無人警備に応じた設備(機械警備等)とする。」と要求されているので、必ず無人警備を導入しなければ、ならないと理解しております。 この場合、警備業法では、緊急時の出動待機所を本図書館施設から25分以内で到着可能な場所に用意する必要があり、PFI事業者としては、これらの待機所をすでに設置している警備会社等と協力し、提案しなければならぬのでしょうか？ あるいは、本施設の開館までに、待機所を設置することでもよいのでしょうか？	「無人警備に応じた設備(機械警備等)とする。」とは無人警備を提案された場合に設置すべき機器について要求しており、有人警備の提案を阻害したものではありません。 警備業法に則った警備業務を行ってください。
5-28	維持管理に関する業務要求水準書	11	II (5)	駐車場警備	駐車場管理及び警備は、機械警備に応じた形態を想定しても支障ないでしょうか。	応募者の提案とします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
6-1	運営に関する業務要求水準書	2	Ⅲ (1)	計 5 名の本市職員を置く	貴市職員5名のうち、奉仕的業務(貴市定義)につき職員は、①カウンター業務、②レファレンス業務のどちらで想定されているのか、また人数的割合も教示ください。	奉仕的業務につき市職員は3名を予定しております。主に図書館資料の選択、レファレンス業務と児童サービスを想定しております。人数配分はローテーションにより異なります。
6-2	運営に関する業務要求水準書	2	Ⅲ (1)	計 5 名の本市職員	職員の方の勤務日、勤務時間をご教示ください。	4-7 の回答を参照してください。
6-3	運営に関する業務要求水準書	2	Ⅲ (1)	統括責任者	統括責任者は司書有資格者、図書館経験者であることが望ましい」とありますが、司書有資格者かつ図書館経験者でしょうか、司書有資格者または図書館経験者でしょうか。	統括責任者は司書有資格者かつ図書館経験者であることが望ましいです。
6-4	運営に関する業務要求水準書	2	Ⅲ (1)	ヘルプデスクについて	ヘルプデスクは図書館運営スタッフとは別に人員を配置するのでしょうか？あるいは統括責任者もしくは事業者側運営スタッフの業務の一部と解釈して良いのでしょうか？	統括責任者もしくは事業者側運営スタッフの業務の一部と解釈して頂いて結構です。
6-5	運営に関する業務要求水準書	3	Ⅳ (1) ① 14	利用案内原稿作成	2万部程度準備するとありますが、そのうち「外国人用」(3言語)の想定する作成部数割合はどのくらいでしょうか。	6-7 の回答を参照してください。
6-6	運営に関する業務要求水準書	3	Ⅳ (1) ① 14	利用案内原稿作成	業務項目では「利用案内原稿作成」とあり、解説・コメントでも「利用案内の原稿作成業務」とありますが、要求水準では「2 万部程度準備する」とあります。原稿だけでなく、利用案内そのものも事業者が作成するのでしょうか。	6-7 の回答を参照してください。
6-7	運営に関する業務要求水準書	3	Ⅳ (1) ① 14	利用案内原稿作成について	利用案内原稿を2万部程度用意するとあり、その種類として一般用、児童用、外国人用の作成が求められておりますが、3種類を合わせて2万部用意するのでしょうか。それとも、それぞれ2万部ずつ計6万部用意するのでしょうか。また、合わせて2万部用意する場合、その内訳はどのようにすればよろしいのでしょうか。	一般図書・・・14,000部 児童用・・・5,000部 外国人用・・・1,000部 上記内容を合計2万部で予定しています。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
6-8	運営に関する業務要求水準書	3	IV (1) ② 15	各種マニュアルの作成変更の件	各種マニュアルの件でスタート前に、既存の各種マニュアルをコピー版で頂けるかどうかご確認をお願いします。	事業契約後に対応します。
6-9	運営に関する業務要求水準書	4	IV (1) ② 27	図書館報等各種広報原稿の作成	業務項目では「原稿の作成」とあります。原稿作成のみと考えてよろしいでしょうか。	市の広報については原稿まで、図書館独自のものは発行まで含みます。
6-10	運営に関する業務要求水準書	5	IV (1) ② 57	実習生、本市内小中学校職場体験児童の対応	年間何人、何日程度で実施されるのでしょうか。	14年度実績は以下のとおりです。 職場体験 27人 1～3日間 実習は0件
6-11	運営に関する業務要求水準書	5	IV (1) ② 61	郵便・配送物の発送について	郵便・配送物の発送は、年間でどれくらいの量があるでしょうか。また郵送料、宅配料等は事業計画に含める必要があるでしょうか。	事業者が行う業務において発生する郵送料、宅配料等は事業者の負担であり、事業計画に含めてください。 なお、郵送料等の考え方については、1-51の回答を参照してください。
6-12	運営に関する業務要求水準書	5	(1) ② 65	公用車の管理	連絡についてはPFI事業者の調達と(1)-②-72に書かれていますが管理の責任分担がよくわかりませんのでご説明いただけますでしょうか？関連して図書館敷地内において管理する車両の種類と台数をお聞かせください。	公用車は市の職員のみが使用する自動車で(ワンボックスタイプの乗用車1台)本市が所有、管理するものです。連絡車はPFI事業者が連絡交換業務を行うために自ら調達し、維持管理する車両を指します。連絡車の台数はPFI事業者の提案とします。この2種類の車両を敷地内で管理いたします。
6-13	運営に関する業務要求水準書	5	IV (1) ② 65、72	連絡車の調達・所有について	連絡車は公用車とする((1)-②-65)記載がありますが、交換連絡業務には「連絡車はPFI事業者が調達、所有、維持管理をおこなう。」と記載があります。どちらが正しいでしょうか。	(1)-②-65という公用車は市職員が使用する自動車であり交換連絡業務を行うものではありません。交換連絡業務における連絡車はPFI事業者が調達、維持管理を行ってください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
6-14	運営に関する業務要求水準書	5	IV (1) ② 72	交換連絡業務について	連絡車は PFI 事業者が調達・所有とのご指示ですが、構成員または協力会社による所有は認められないのでしょうか。また所有ではなく長期レンタルは認められないのでしょうか。連絡車は駐車場を無償で使用できるという理解で宜しいのでしょうか。それとも駐車場とは別途、連絡車の駐車スペースを確保する必要がありますのでしょうか	1-57 の回答を参照してくださいまた連絡車の駐車は、本事業敷地内の駐車場を無料で利用できますが、要求する必要な駐車台数とは別に駐車スペースを設けてください。
6-15	運営に関する業務要求水準書	6	IV (1) ③ 5	行事の運営	講演会の講師謝礼金は事業者が負担するのでしょうか	本市が負担します。
6-16	運営に関する業務要求水準書	6	IV (1) ③ 1 ~ 5	行事(講演会、展示等)の開催・運営	行事の開催・運営に掛かる費用は、どこまで含まれるものと考えれば宜しいのでしょうか。個別の企画内容により異なりますが、たとえば会場費・講師謝礼・連絡交通費・資料費等の実費が発生する場合の費用負担についての考え方を示して下さい。	本市が負担します。
6-17	運営に関する業務要求水準書	6	IV (1) ③	図書・資料の貸出業務	開館時であってもカウンターで利用者を5人以上待たせないようにするにはカウンターの数を多数用意する必要があるが、そのような考えでよろしいでしょうか。 【再質問】開館時においてはカウンターで利用者を5人以上待たせても要求水準を満たしていないと判断されない(減額の対象とならない)ということでしょうか。再度ご回答をお願いします。	カウンター数の考え方については、応募者の提案といたします。 【再質問への回答】運営初年度のモニタリング方法及び減額システムの運用の詳細については、「入札説明書資料 6 モニタリング及び維持管理運営業務にかかる対価の減額について」(p.3) 1-(5)を参照してください。
6-18	運営に関する業務要求水準書	7	IV (1) ③ 47	都立図書館について	協力車の巡回がなかった場合、都立図書館へ出向いて返却、受取り、質疑対応等の作業を行うとあるがこの図書館は多摩図書館をさすのでしょうか？	ご質問のとおりです。
6-19	運営に関する業務要求水準書	8	IV (1) ③ 63	幼稚園・保育園等へのサービス	「出張サービスは要望に応じて行方。」とありますが、年間何回程度と想定すればよろしいのでしょうか。	現在、幼稚園7園 68 クラス、保育園 13 園です。事業者にて想定してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
6-20	運営に関する業務要求水準書	8	IV (1) ③ 71	広報誌の規格・編集	業務項目では「企画・編集」となっていますが要求水準では「4回／年以上発刊する。」とあります。発刊まで業務に含まれるのでしょうか。その場合発刊部数はどの程度でしょうか。	ご質問のとおりです。 発行部数は500部を予定しています。
6-21	運営に関する業務要求水準書	8	IV (1) ③ 76	図書館利用案内	図書館利用のガイダンス等は、学校へ出向いて指導を行うのでしょうか。	学校へ出向いて行う場合と図書館で行う場合があります。
6-22	運営に関する業務要求水準書	8	IV (1) ③ 79	学校への実務研修	実務とは「公共図書館の実務」でしょうか、「学校図書館の実務」でしょうか。また実施場所は学校でしょうか。	学校図書館の実務です。 実施場所は学校と図書館両方を想定しています。
6-23	運営に関する業務要求水準書	8	IV (1) ③ 75 ~ 79	学校支援サービス	市内の各小・中学校図書室での合計概算蔵書数(昨年度現在)と、合計の昨年度受入概算冊数を教示ください。また各学校図書室の蔵書はデータ化(MARC化)されて、電算システム化されているのでしょうか。されていなければ、図書館側とのネットワーク化を前提とした具体的な電算化計画はありますでしょうか。	昨年度実績 11 小学校、6 中学校の蔵書数計、約 122,000 冊、受入冊数計約 6,800 冊です。 電算化及び電算化計画は現在のところありません。
6-24	運営に関する業務要求水準書	9	IV (1) ③ 110	病院配本所へのサービス	貸出対象となる人について、個別に図書館利用カードを作成する必要があるでしょうか。	現在は図書館システムと切り離して手書きで貸出しています。 方法については応募者の提案とします。
6-25	運営に関する業務要求水準書	10	IV (1) ④ 21	寄贈資料の受入業務	年間何冊程度とお考えでしょうか。大量の寄贈があった場合、別途契約が可能でしょうか。	年間冊数は400～500冊程度と想定しています。大量の寄贈があった場合は、別途契約を想定しています。
6-26	運営に関する業務要求水準書	10	IV (1) ④ 32	MARCの入手について	発行図書全ての民間MARCを活用した検索とあるが、これは購入図書分のMARCでなく出版物全件のMARCを入手・格納するということでしょうか？	ご質問のとおりです。
6-27	運営に関する業務要求水準書	10	IV (1) ④ 32	現在所有のMARCについて	記の場合、現在のシステムには全件分のMARCデータがあるのでしょうか？	平成2年からのTRC全件マークがあります。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
6-28	運営に関する業務要求水準書	11	IV (1) ④ 71	データ化の方法について	PDF化とありますがスキャナで取り込んで加工するというのでしょうか？その場合使用する機器はやはりPFI事業者の負担となるのでしょうか？	加工の方法は事業者の提案とします。使用する機器はPFI事業者の負担になります。
6-29	運営に関する業務要求水準書	12	IV (1) ④ 91	休館日	これは月一回の休館日を義務付けていると考えていいのでしょうか？それとも掲げられている業務を執り行えるなら休館日は月一回で設けなくて良いということでもいいのでしょうか？	本市では月一回の館内整理日について、資料を管理する上で必要不可欠と考えています。市民の利便性を低下させず資料の管理が可能であれば事業者の提案を受け付けます。
6-30	運営に関する業務要求水準書	13	IV (1) ⑥ 1	ヘルプデスク	専任者をおく必要があるのでしょうか？それとも他の業務をおこなう職員の兼任でもいいのでしょうか？	応募者の提案とします。
6-31	運営に関する業務要求水準書	13	IV (1) ⑤ 2～ 11	営業日・営業時間	営業日は図書館開館日と同じで営業時間はAM10:00～PM7:00とありますが、この前提を基本に、営業日及び営業時間を市と協議の上、変更することは可能でしょうか。	可能とします。
6-32	運営に関する業務要求水準書	13	IV (1) ⑤ 4 ・(1) ⑤ 5	喫茶室の運営	ここに「調理」、「配膳、返却作業」が運営業務として記載されていますが、これらの業務を含まない提案をしてもよろしいのでしょうか。	要求水準を満たすことが可能であれば、その方法は応募者の提案とします。
6-33	運営に関する業務要求水準書	13	IV ⑦	既存システムの撤去について	既存システムの撤去業務も、民間事業者が行うべき業務か。	本市が行います。
7-1	落札者決定基準	7	表 2	PFI事業対象外の外構計画(案)の評価について	PFI事業対象外の外構計画(案)の内容に伴う「住宅地関連公共施設等総合整備事業」の工事費の多少に対する評価は落札者決定基準にて示されると、実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質疑回答 I-12にてありましたが、どの部分に示されているのか不明解です。ご指示ください。	外構計画案の工事費は「様式 14-8 外構工事費用見積書(参考)」に記載して頂くこととなりますが、見積額については、評価の対象外となります。平成 15 年 9 月 20 日に公表した「実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質疑回答書」I-12に示した回答内容については、「落札者決定基準」における評価対象とはしていないことにより、評価対象外であることをご理解ください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
7-2	落札者決定基準	7	表 2 ④ 1	「稲城市立図書館運営方針」について	評価の視点に「稲城市立図書館運営方針に沿った、具体的で適切な取組方針となっているか。」とありますが、この「稲城市立図書館運営方針」とは今回入札説明書参考資料として公表されている「(仮称)稲城市立中央図書館基本方針」のことを指すのでしょうか。もし別の資料を指す場合、いつどこで入手できるのでしょうか。	「落札者決定基準」中の「稲城市立図書館運営方針」とは「(仮称)稲城市立中央図書館基本方針」及び「(仮称)稲城市立中央図書館サービス及び資料に関する方針」を示します。
7-3	落札者決定基準	13	表 3 ③ 3	長期修繕計画について	長期修繕計画(参考)については妥当性だけが評価対象となりますか、それとも価格見込みも評価され、低い方が有利となるのですか。	長期修繕計画の価格見込については、金額による評価は行いませんが、「落札者決定基準」表 3 中、③-1 において「LCC 最小化のための方策に優れた提案がみられるか」あるいは③-3 において妥当性について評価します。
7-4	落札者決定基準	13	表 3 ③ 3 b.	建築物維持管理業務、備品保守管理業務	様式 11-5・様式 14-13 とありますが、様式 11-5 には『内容は(様式 14-12)に対応させ〜』となっています。様式 14-12 が対象と判断してよろしいでしょうか。	様式 14-12 は様式 11-5 の記述内容の根拠の一部と扱いますので、ご質問のように、様式 14-12 も評価の対象となります。
7-5	落札者決定基準	17	表 3 ⑥ 1	付帯事業計画	我々は、付帯事業で利益を追求するより、利用者の利便性を重視した提案をしたい。従って、付帯事業の運営費を SPC の経費として計上して、サービスを安定的に継続的に提供したいと考えているが、よいか	付帯事業は本市が要求する必須の業務ではありませんので、サービス対価の対象から除外しています。また、利用者に対する有料サービスは喫茶室運営業務及びコピーサービス以外は認めておりませんので、利用者に対する有料サービスは付帯事業として提案してください。
7-6	落札者決定基準	19	(5)	価格評価について	アルファ1、アルファ2の算出方法を開示して下さい。	アルファ1及びアルファ2の算定方法は開示できません。 なお、この2つの係数を設定した理由は、一定のコスト縮減を達成しつつ、より質の高い提案を求めるためのものです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
7-7	落札者決定基準	19	(5)	価格評価得点式	「 $\alpha 1=20, \alpha =60, C_i \leq C$ 」とありますが、これはVFMが7%発生する場合の入札価格を現在価値換算した額より高い場合は失格という意味でしょうか。 また、 $\alpha 1=20$ とは $C \leq C_i$ の時には一律 $\alpha 1=20$ として計算するという理解でよろしいでしょうか。	入札価格の評価については、本市が特定事業の選定において算定したVFMが7%発生する場合の額(現在価値換算額)よりも入札価格に消費税を加えたものを現在価値換算した価格(提案価格)が高い場合は失格となります。 また、ご質問の「 $\alpha 1=20$ とは $C \leq C_i$ の時には一律 $\alpha 1=20$ として計算する」については、その通りです。
8-1	提出書類の作成・提出要領	1	1 (1) ①	袋綴じ	この「袋綴じ」の意味は、「A4片面印刷またはA3片面印刷のA4折込を、背表紙をつけて綴じる」ということよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。 なお、袋とじの具体的な方法について、追加公表を予定しています。
8-2	提出書類の作成・提出要領	1	1 (1) ①	副本の分冊について	ここに「副本は様式毎に調整し簡易ファイルに綴じて提出する。」とありますが、例えば2次審査の場合、アからコまで10種類を20部、合計200個の簡易ファイルを用意するということでしょうか。もし、そうでしたら出来るだけ分冊を減らす方向で考えてもらえないでしょうか。	応募者の負担が少なくなるように検討します。
8-3	提出書類の作成・提出要領	2	1 (2) ④ イ	入札参加資格審査申請書類	設計業務をJVで行う場合、入札参加資格要件は代表企業が満たしていればよいと質問回答にあるが、代表企業以外は「業務実績を証明する契約書の写し」の提出、および「入札参加資格要件確認書(様式4-5)は提出の必要がないとの解釈でよいか。	入札参加資格についての詳細は平成15年12月11日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。 また、設計業務を複数企業が行う場合は協力企業についても様式4-5は提出してください。ただし、協力企業の場合は、上段の所在地等の欄の記述のみでよく、下段の設計実績についての記載は省略して結構です。
8-4	提出書類の作成・提出要領	2	1. (2) ④ イ	入札参加資格要件確認書の添付書類について	入札参加資格要件確認書の添付書類に、「契約書の鑑の写し」と「業務実績を証明する業務仕様書」が求められておりますが、お客様との守秘義務上、一部を伏せて提出することは可能でしょうか。	入札説明書4, 1, (1), ②の要件を確認出来る方法としてください。
8-5	提出書類の作成・提出要領	3	1. (2) ④ ウ	法人納税証明書、消費税納税証明書について	法人納税証明書、消費税納税証明書の種類には、その1、その2、その3、その3の3がありますが、どの種類を提出すればよろしいでしょうか。	その3の3を提出してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
8-6	提出書類の作成・提出要領	3	1. (2) ④ ウ	貸借対照表及び損益計算書について	貸借対照表及び損益計算書については有価証券報告書の提出でよろしいでしょうか。また有価証券報告書でよければ、企業単体の貸借対照表及び損益計算と連結決算の貸借対照表及び損益計算は同一の有価証券報告書に掲載されております。あらためて提出する必要はありますでしょうか。	貸借対照表及び損益計算書については有価証券報告書の提出で結構です。企業単体、連結決算についても同様です。
8-7	提出書類の作成・提出要領	6	2 (1) ①	企業名の取扱いについて	様式8-3-1, 様式8-3-2については、提案作業、審査手続き共に企業名の記述が必要と考えられます。この部分を別綴りにする等の方法で再考していただけますか。	審査の公平性の確保上、企業名の記入はしないでください。 なお、ご指摘の点について今後検討します。
8-8	提出書類の作成・提出要領	6	2 (1) ①	企業名を類推できる記載の禁止	ここに様式 12-25 が除外されているのは、何か意味があるのでしょうか。	作成上の誤りです。当該項目に様式 12-25 は含まれます。また、2-(1)-⑦にも様式 12-25 は含まれます。
8-9	提出書類の作成・提出要領	6	2 (1) ③	補足資料	ここに「補足資料」の記載がありますが、補足資料添付の制限・条件はありますか	現在の各様式で補足資料を許可している部分はありません。
8-10	提出書類の作成・提出要領	7	2. (1) ⑧	簡易な図・表・写真について	内容審査 I に関する提案書の中においてイメージ図としてCGパースの使用は可能ですか。ご教示ください。	内容審査 I では、設計内容の具体的な成果を評価するものではなく、「落札者決定基準」(p.7)表 2 に示すように施設の設計方針や諸室機能構成の配慮事項を評価するものです。したがってCG等を使用する場合は簡略で概念的なものとしてください。
8-11	提出書類の作成・提出要領	10	2 (1) ⑤	ページ数の遵守について	「⑤ページ数に制限がある場合は、遵守すること。」の記載がありますが、内容を補足する意味で別紙として添付することは可能でしょうか？	別紙添付は、要求した様式書類以外の資料添付があった場合は失格となります。
8-12	提出書類の作成・提出要領				各提案書に着色を行ってもよろしいでしょうか。	着色を行って頂いて結構です。
8-13	提出書類の作成・提出要領			提出書類の着色について	書類作成作業の負担を低減するために、着色可能な書類についてその範囲を限定していただけませんか。	8-12 の回答を参照してください。
8-14	提出書類の作成・提出要領		様式 9-6	配置計画・外構計画(案)の提案範囲について	求められる提案範囲は事業計画地内と考えて宜しいでしょうか。 また、本事業敷地境界の内外にわたる土地の造成、建築物建設の提案は認められるか否か、お考えをお示し下さい	外構計画(案)による土地の造成は本事業敷地境界の内外にわたる計画を提案されてもかまいません。ただし提案内容が採用される保証はありません。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
9-1	様式集 (第一次 審査)		様式 5-4	記述内容について	記述する対象は、PFI事業者が分担する範囲か、市の分担範囲も含んだ範囲が対象となるのか？ 記述する期間はPFI事業者は担当する期間か？ 50年間の維持運営期間が対象となるのか？	維持管理に関する提案範囲はPFI事業者の業務範囲だけでなく、本市の業務範囲についても提案がありましたら記述してください。また、期間についても事業期間を超えた提案がありましたら記述してください。いずれも評価の対象となります。
9-2	様式集 (第一次 審査)			書式	様式 5-2～5-7 の枠内の大きさは、A5 版程度ですが、A4 版の用紙いっぱいまで使用可能と考えても宜しいでしょうか。その場合タイトル等を指定位置に設ければ、枠ナシとしても宜しいでしょうか。	上下左右20ミリの余白を確保し、文字は11ポイント、枠ナシは認めません。
10-1	様式集 (第二次 審査)		様式 7- 4 表 9	維持管理に関する業務要求水準確認表	確認項目のうち、警備業務の様式 10-7は様式 11-7と理解してよいですか。	作成上の誤りです。「様式 7-4」表 9の警備業務の様式 NO.は「様式 11-7」とします。
10-2	様式集 (第二次 審査)		様式 11- 8	11-8 光熱水費試算表(参考)	設計等により算出条件も異なり、評価基準がないこの様式に記載する位置付けは第二次審査ではどのようにお考えでしょうか。	第二次審査の対象となります。審査基準等の変更については、平成 16 年1月 25 日までにを行います。
10-3	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 2	入札価格内訳書について	入札価格内訳書についても、現金主義ではなく発生主義で作成するという理解で宜しいでしょうか。(例えばサービス対価Aの支払いは平成 18 年 5 月になると思われますが、平成 17 年度に計上するという理解で宜しいでしょうか。)	ご質問の通りです。
10-4	様式集 (第二次 審査)		様式 14-2 14-9	図書館備品の調達について	図書館備品整備費の入札価格並びに費用見積り書への計上方法として、以下のどの方法とすればよいですか。 ①請求額を20年間、金利を含めて平準化する。 ②請求額を20年間、金利を含まずに平準化する。 ③請求額を減価償却に合わせて計上する。 ④ファイナンスリースとして20年にわたり請求する。	入札価格(様式 14-2)については、ご質問の①又は④が該当します。 費用見積書(様式 14-9)については、金利を含まず、また平準化せずに各年度に必要な費用を計上してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
10-5	様式集 (第二次 審査)		様式 14-3 -1	損益計算書について	「業務ア」「業務イ」「業務ウ」をそれぞれ(様式14-6)(様式14-9)(様式14-14)の合計と一致させるというご指示ですが、合計が一致していれば各年度の金額は一致していなくても良いという理解で宜しいでしょうか。 また(様式14-6)(様式14-9)(様式14-14)にはSPC経費が含まれていないので、損益計算書の営業費用及び特別費用の欄に、SPC経費の項目を追加して記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。 「様式14-3-1」※7「…の合計と」は「…の事業期間の計と」とします。
10-6	様式集 (第二次 審査)		様式 14-3 -1 及び 2	長期収支計算書(1)及び(2)について	「様式14-3-1 ※9」のご指示は、発生主義で損益計算書を作成するとのご指示と理解していますが、この場合、「様式14-3-2キャッシュフロー計算書」においても、損益計算書に計上した年度に、実際に現金の入出金があったと仮定して作成するのでしょうか。(貸借対照表には未収金、未払金は計上しないという理解で宜しいでしょうか。)	ご質問の通りです。
10-7	様式集 (第二次 審査)		様式 14-9 14- 11- 1	図書館備品整備費の見積もりについて	様式14-11-1は、整備のための購入価格であって、様式14-9と数字を一致させるとすると、14-9において整備時の調達に要した資金の金利分を排除しなければならないということですか。それとも14-11-1において、整備費の中に金利分を含ませてもよいということですか。	整備時の調達に要した資金の金利分は、様式14-3-1に支払い利息として計上してください。
10-8	様式集 (第二次 審査)		様式 14-5 ※2	資金調達計算書について	合計を「(様式14-4)初期投資額見積額」と一致させるようにのご指示ですが、予備費(リザーブ資金)を含めて資金調達を行った場合は、どの様に記入すれば宜しいでしょうか。	リザーブを含めて資金調達を行った場合は、初期投資額と一致ませんが、リザーブ額などがわかるように表現してください。
10-9	様式集 (第二次 審査)		様式 14-9	「イ維持管理に関する業務」費用見積書について	本様式は発生主義で作成するのでしょうか。それとも現金主義で作成するのでしょうか。 発生主義で作成するのであれば、開業準備期間中の費用を繰延べ資産として計上した場合や、図書館の備品を資産計上した場合は、各年度の費用の欄には減価償却費を記入するのでしょうか。また備品の更新費用はどの様に記入すれば宜しいでしょうか。	現金主義で作成してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
10-10	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 11 -1	「c1.備品整備 業務(図書館)」費用内 訳書について	この様式に記入する金額は初期投資分だけで しょうか。それとも図書館の備品に更新が必要 な場合は、その金額も加えて記入するのでは しょうか。	様式 14-11-1 は、初期投資分だけ計上してく ださい。更新は様式 14-9 に計上するものと します。
10-11	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 11 -1	「c2.備品整備 業務(体験学 習施設)」費用 内訳書につい て	この様式に記入する金額は初期投資分だけで しょうか。それとも体験学習施設の備品に更新 が必要な場合は、その金額も加えて記入する のでしょうか。	10-10 の回答を参照してください。
10-12	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 12	※7 経常的に 必要となる経 費	経常的に必要となる経費は様式14-9に記入 とありますが項目がないため、任意の箇所に記 入すると理解してよいですか。	様式 14-9 の「a.本施設及び車両入出庫管理 装置の保全業務」の内訳として、必要に応じ て項目を追加して計上するものとします。
10-13	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 12	(様式 14-12) 「b. 本施設の 修繕業務」費 用内訳書	様式 14-12 に内容審査Ⅱに○印が記載され ておりますが、『落札者決定基準』項目及び配 点の審査基準が確認できません。審査基準が ありましたらご提示願います。	二次審査の対象となります。落札者決定基準 P13 ③維持管理計画, 3, bに本様式を追加 します。
10-14	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 13	記載内容につ いて	当該様式に記載する内容は、入札説明書 16 頁(第 7-2. -(2)-(3))に記載のある、貴市 がおこなう保全業務又は修繕業務に含まれな い修繕(大規模修繕含む)及び更新(設備更新 含む)に関する計画書と理解してよいですか。	ご質問の通りです。 なお、「b1.修繕業務(建築物)」及び「b2.修繕 業務(建築設備)」の欄は、様式 14-12 の計と 一致させてください。
10-15	様式集 (第二次 審査)		様式 14- 14	「図書館運営 に関する業務」 費用見積書	「資料 2 サービス対価の支払方法」にある基準 貸出冊数(50 万冊)をベースに、図書館運営費 用を見積もればよろしいのか。	ご質問の通りです。
11-1	基本協定 書(案)	1	第 3 条 2	事業予定者の 設立	「運営業務を行う企業をしてSPCに出資させな ければならない。」とありますが、「運営業務を 行う企業をして事業予定者に出資させなけれ ばならない。」とするのが妥当と思われるです。	ご指摘の通り訂正します。
11-2	基本協定 書(案)	2	第 6 条 3		「乙の構成員は、甲と事業予定者との事業契約 と同時に～～また、乙の構成員以外の事業者 の株式の保有者全員から～」とするのが妥当と 考えます。	ご指摘の通り訂正します。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
11-3	基本協定書(案)	3	第9条	(事業契約の不調)	事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には～とありますが、甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由によりと変更していただきたくご配慮願います。	基本協定書案のとおりとします。
11-4	基本協定書(案)	5	第9条	本契約の履行の保証	長期に渡る維持管理、運營業務のサービス水準の維持(要求水準の遵守)及び民間事業者のモチベーションの維持は第59条モニタリング及び対価の減額等(ペナルティ)や第71条契約解除時における違約金等の契約条件と事業者の提案する自主的なモニタリングやリスク対応機能により十分に担保が可能なものと考えます。 また、上記に加えて契約保証金の条件については参加する民間事業者として負担が過大となる他、VFMの悪化にもつながりかねません。貴市が本契約のような方法での契約履行保証を求めている理由ならびに運営保証金についての条件設定の根拠をお示し下さい。	本件は他の PFI の事案と異なり、施設整備にかかる費用を完成時に一括して支払うことから、このような運営保証の内容を求めていることとしています。具体的な運営保証の内容については、他の PFI 案件やその他の契約約款等を参考にしました。
12-1	事業仮契約書			事業仮契約書	ご提示いただきました事業仮契約書は仮契約金額を記載するため、本契約書とあわせて印紙税が2倍かかることとなり、その分貴市の負担額が増加することになると思われまます。ついては、契約書は本契約書1本として、議会にて議案可決された場合に本契約となるようにしていただけないでしょうか。	仮契約には金額が入りますが、印紙税は 200 円となります。
12-2	事業仮契約書	1		議会の否決	ここに「稲城市議会で契約議案が否決された場合、市は一切の責任を持たない」とありますが、否決理由が住民による反対や計画そのものに対するものであった場合には、事業者への損害賠償があると考えてよろしいでしょうか。	基本協定書案に記載のとおり、契約締結の議案が議会で議決されなかった場合は、市及び落札者とも、一切の債権債務は発生しません。
13-1	事業契約書(案)			休館中の維持管理・運営費の支払について	維持管理運営期間中に、不可抗力事由など、図書館の開館を停止し、復旧作業等を行った場合、当該期間中の維持管理・運営費等の対価の取扱をご教示ください。	業務の履行が確認された範囲でその対価を支払います

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-2	事業契約書(案)	1	第1条 (12)	用語の定義	「契約期間満了日」について、開館日が延伸した場合は、それに連動し契約期間満了日も延伸されますか	ご質問の通り、契約期間満了日が延伸されますが、当市は開館の延伸を想定していません。
13-3	事業契約書(案)	1	第1条 (15)	用語の定義について	「建設費」と「サービス対価 A」との違いは何ですか。「建設費」とは建設工事にかかる総事業費とあり、資料2の「サービス対価 A」の説明とおなじものに読みとれるのですが。	13-4の回答を参照してください。
13-4	事業契約書(案)	1	第1条 (15)	用語の定義等について	「建設費」には、設計費、工事監理費、確認申請手続き費用、補助申請費用、その他(SPC 設立費用、建中金利、アドバイザー費用等)は含まれないという理解で宜しいでしょうか。また「建設工事」にかかる総事業費とは、どのような費目から構成されるものか教えてください。	前段のご質問についてはご理解の通りです。「建設工事」にかかる総事業費(「建設費」とは、入札説明書資料 2 (p.1) 表1中、サービス対価 A のア bに該当します。つまり設計費、工事監理費、確認申請手続き費、補助申請費、SPC 経費(アドバイザー委託料、建中金利、金融機関手数料、SPC の設立費用)は「建設費」に含みません。「建設費」の費目は、様式14-7-1~14-7-3に示す各項目です。
13-5	事業契約書(案)	2	第1条 (34)	用語の定義等について	「入札説明書等」には、実施方針及びその質問回答書、実施方針(変更)及びその質問回答書は含まれていないように思われますが、これらの取扱いはどうなるのでしょうか。	実施方針及びその回答書はこの入札手続においては適用ありません。
13-6	事業契約書(案)	2	第1条 (25)	用語の定義	設計業務の範囲について、第1条1項(25)では「本施設等」となっているが、第3条1項(1)では「本施設」となっています。どちらが正解でしょうか？	第1条第1項(25)号の「本施設等」を「本施設」に訂正します。
13-7	事業契約書(案)	4	第5条	第三者への委託業務	「各業務の全部又は重要な一部を…「図書館運営業者」以外の者に委託等する場合、事前に市の承諾を得るものとする。」とありますが、「重要な一部」に該当するか否かはどのように判断されるのでしょうか。ご教示願います。	本事業の趣旨並びに事業者の提案内容に従い、市が判断します。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-8	事業契約書(案)	4	第7条	補助金申請関連補助業務	「国庫補助金の申請並びに会計検査に必要な書類その他の資料を作成する場合にその補助を行う」とありますが、具体的な補助業務をご教示願います。	国庫補助の交付申請書類には施設設計図面(補助対象部分の色分け等)、工事費の積算書(補助申請額の内訳書等)が含まれます。会計検査に必要な書類とは完了に関連する検査結果(材料検査結果等)を想定しています。具体的な補助業務とはこれら書類の取りまとめや色分け等を想定しています。
13-9	事業契約書(案)	4	第7条	補助金申請関連補助業務	「補助」の範囲をお示しください。	体験学習施設のみが補助の範囲です。
13-10	事業契約書(案)	5	第8条	近隣関係	事業者が合理的な近隣対策を実施しても、なお近隣住民が反対する場合には、市が調整を行うとの理解でよろしいでしょうか。	市の合理的範囲内でこれに協力します。
13-11	事業契約書(案)	5	第9条 (1)	本契約の履行の保証	契約保証金は納付時期はいつでしょうか？	契約締結後速やかに納付してください。
13-12	事業契約書(案)	5	第9条 (1)	契約の履行保証について	第9条(本契約の履行の保証)であげられている保証方法については、どの方法を採用した場合でも、その評価に優劣はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13-13	事業契約書(案)	5	第9条 (1)	契約の履行保証について	第9条(本契約の履行の保証)の(1)にある「契約金額」は事業契約書冒頭の契約金額と同一であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13-14	事業契約書(案)	5	第9条 (3)	本契約の履行の保証	また、「本施設等」の維持管理に関する業務のサービス対価と「図書館」の運営に関する業務に関するサービス対価の事業期間にわたる合計金額の5%以上の保証金を納付すること。とありますが、運営保証金の納付時期は運営開始時期と判断してよろしいでしょうか。	運営開始までに納付してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-15	事業契約書(案)	5	第9条	運営保証金	①(3)～(5)までに記載されている「運営保証金」の条件設定(金額設定・期間設定)についての根拠および考え方についてご教授ください。 ②また、上記の「運営保証金」についての条件は、エントリーする地元の維持管理・運営企業にとってハードルの高いものと考えられ、これらの条件に対応が可能な一定規模を有する企業が入札参加資格を有するとも読み取れるが、貴市のお考えは？	①根拠及び考え方は、11-4 の回答を参照してください。 ②入札参加資格は入札説明書に記載した通りです。
13-16	事業契約書(案)	5	第8条 3	近隣関係について	ただし書き以降については、原則として、事業者が過失割合に応じて負担するという理解でよろしいでしょうか。	但し書きの場合はすべて事業者が負担します。
13-17	事業契約書(案)	5	第8条 4	近隣関係について	本項では近隣住民の反対等による契約解除について、「本条第1項に基づく調整」のみを対象としておりますが、本条第2項に基づく調整が含まれていない理由は何でしょうか(第2項に基づく調整の結果、解除となった場合は、「不可抗力による解除」とはみなされないのでしょうか)。	第2項に基づく調整の結果、契約を解除することは認めません。
13-18	事業契約書(案)	6	第9条 (5)	運営保証金	「運営保証金に代わる市が認める銀行又は金融機関等による運営開始後5年間の保証」にある、「市が認める」とはどのような基準でしょうか。	1-36 の回答を参照してください。
13-19	事業契約書(案)	6	第11条 5	「本施設」にかかる設計	設計の進捗状況に関して市に定期的に報告するのは、どれぐらいの頻度になりますか。	設計業務における節目において報告は必要です。 設計業務期間中2回/月以上を提案してください。
13-20	事業契約書(案)	6	第11条 6	「本施設」にかかる設計	「本施設」の設計の内容及び結果について責任を負うものではない。とありますが、市が確認を行ったものについては、責任を負うものとなりませんか？	例えば、たとえ市が確認を行ったとしても、事業者が第32条に基づく瑕疵担保の責任を免れるものではありません。市は、確認を行ったことにより責任を負うものではありません。
13-21	事業契約書(案)	7	第12条 1	設計変更について	15日間というのは、日曜祝祭日及び土曜日を除いた、所謂「営業日」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	土日祝祭日を含む日数と考えてください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-22	事業契約書(案)	7	第12条 2	設計変更について	「追加的な費用」には、当該設計変更によって事業者が被った損害額も含まれると理解してよろしいでしょうか。	市が負担するのはあくまで追加的に必要となった費用で、損害は含みません。
13-23	事業契約書(案)	7	第12条 3	設計変更について	第1項において、市からの設計変更は「工期の変更を伴わずかつ「事業者提案書」の範囲を逸脱しない限度」と規定されているにも係らず、市が当該制限に反する提案ができ、それが協議の対象となっている理由は何でしょうか。第4項及び第5項:事業者からの設計変更であっても、市の責めに起因するものについては追加的な費用に関して応分の負担をして頂くとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、工期の変更を伴いあるいは事業者提案の範囲を逸脱する変更について当事者間で協議を行うことは妨げないという趣旨です。後段については、市の責めに帰すべき事由による設計変更は、市の請求によるものと扱ってください。
13-24	事業契約書(案)	7	第13条	法令変更について	第1項及び第2項:「市が必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。」とありますが、設計変更の要否につき市側の恣意的な判断が入り込む余地があり、不公平と考えますが如何でしょうか。	契約書案の通りとします。市は法令の変更により設計変更が必要な場合であっても、事業者が提案する変更内容が相当でない場合(例えば変更内容が法令変更の内容に照らして過度な場合など)は承諾できません。
13-25	事業契約書(案)	7	第13条 1	「法令変更」による「設計変更」等	建築基準法、消防法その他の法令の変更により設計変更になった場合は、変更により費用が増減額した部分についての処理はどのようになりますか?	本市と事業者で協議により対応いたします。
13-26	事業契約書(案)	7	第13条 2	「法令変更」による「設計変更」等	「「本事業敷地」の瑕疵(埋蔵文化財の発見を含む)」とありますが、瑕疵には地中障害物も含まれるという理解でよろしいですか。また、第19条5項で事業敷地の瑕疵として(土壌の汚染、不発弾、遺跡等により建設工事に支障をきたす状態を含む)とされておりますが、この定義は第13条2項で示された事業敷地の瑕疵にも含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
13-27	事業契約書(案)	8	第14条 1	設計の完了	設計完了の確認後、通知を书面でいただけるよう契約書の記載していただきたい。また、設計図書提出から確認までの日数を契約書に記載していただきたい。	提出日の翌日から起算して土日を含む14日以内に書面にて通知いたします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-28	事業契約書(案)	8	第14条 4	設計の完了	事業者が提出した工事内訳書及び工事工程表は、本契約に特に定める場合を除き、市及び事業者を拘束するものではない。」の解釈をご教示ください。	工事内訳書及び工事工程表は、特に規定の有る場合を除き、契約としての強制力を持たないという意味です。
13-29	事業契約書(案)	8, 13	第13条 4 ・第 26 条	工期の変更について	法令の変更、不可抗力、又は、市の責めに帰すべき事由等による工期の変更を行われた場合、事業者との協議の上、竣工予定日、引渡予定日、開館日を変更するとあるが、それらに併せて、事業終了日の変更は無いのか。	開館日に変更になる場合、それに伴い事業終了日の変更になります。ただし当市は開館日に変更になる事を想定していません。
13-30	事業契約書(案)	9	第17条	工事監理者について	着工する前に「工事監理者」を設置し」となっていますが、入札参加資格審査申請書類において、工事監理を担当する会社も設計企業として審査を受ける必要があるのでしょうか。	工事監理者についての詳細は平成 15 年 12 月 11 日公表の「入札説明書追加資料-1 応募者の参加資格要件について」を参照ください。
13-31	事業契約書(案)	10	第19条 4	事前調査について	第4項:「市または事業者において生じる損害、損失又は費用」については、合理的な範囲に限るとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が負担する市の損害等は合理的な範囲に限られます。
13-32	事業契約書(案)	12	第22条	シックハウス	ここに記載のあります有機化合物の測定は、何時の時点で行えばよろしいのでしょうか。(建物の基本的完成時、備品の搬入時、資料の搬入時など)	4-20の回答を参照してください。
13-33	事業契約書(案)	12	第23条 3	市による竣工確認通知について	竣工確認を実施する以前は、書架、カウンター、造り付け棚等の工事もできないのでしょうか。	本施設に据え付けることが必要な備品に関しては、工事してもかまいません。
13-34	事業契約書(案)	13	第25条	維持管理体制	市の確認方法をご教示ください。	適当な時期に市が定めます。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-35	事業契約書(案)	13	第26条	工期の変更について	本条では、第12条の「設計の変更による場合」が明記されておりませんが、工期の変更を伴う設計変更自体が制限されているのでしょうか、それとも本条でいう「市の責めに帰すべき事由」に含まれているのでしょうか。 また、第19条第3項にある「地盤データの記載内容の誤り」については、本条でいう「市の責めによる場合」に含まれること、及び第5項にある「市が事業者に対して提供した本事業敷地の地盤データから合理的に推認される支持地盤と実際の地盤が著しく異なっていた場合」については工期変更の協議対象に含まれると考えてよろしいでしょうか。	前半については、第26条に記載の事由により設計変更が必要となった場合は当然に、同条に基づき工期の変更を行うことが出来ます。後半については、ご理解の通りです。
13-36	事業契約書(案)	13	第27条 1	第三者に対する損害賠償	本施設等の建設工事に関し、通常、発生が避けることができない騒音、振動等に伴う第三者損害は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	建設期間中の第三者賠償は事業者の負担としてください。
13-37	事業契約書(案)	13	第27条 1	第三者に対する損害賠償	『「本施設等」の「建設工事」について第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償しなければならない。』とありますが、「本施設等」の「建設工事」について『事業者の責めに帰す理由により第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償しなければならない。』と変更していただきたくご配慮願います。	契約書案の通りとします。なお、本条は、事業者が法令等により第三者に対して損害賠償義務を負わない場合にまで損害賠償を義務付ける趣旨の規定ではありません。
13-38	事業契約書(案)	13	第27条 1	第三者損害について	第1項:事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしても通常避けられない損害(騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等によるもの)につきましては、事業者は免責されるものと考えますが如何でしょうか。	13-36の回答を参照してください。
13-39	事業契約書(案)	13	第27条 2	第三者損害について	第2項:事業者に帰責する第三者損害について、市が事業者に対して事前の通知・協議なく、単独で賠償するようなケースはないと考えてよろしいでしょうか。	市に対して損害賠償の請求があり、それが裁判所で認められた場合などは、事業者との協議を行うことなく損害賠償をすることがあります。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-40	事業契約書(案)	13	第28条 3	「不可抗力」による損害について	不可抗力の場合、建設費の1%を超える部分について合理的な範囲で市が負担する、とありますが、1%という数値の根拠があれば教えてください。また、不可抗力ですから、本来市の負担は100%であるという考え方はできないでしょうか。	不可抗力による損害について、通常請負者は不可抗力による損害を負担してでも工事目的を完成させなければなりません(債務者主義)が、事業者の負担を軽減するため、1%までは事業者の負担、それをを超える部分で合理的な範囲で市が負担するよう規定したものです。 1%の根拠としては本市の標準建設工事約款を参考にしていますが、建築工事1件で確保される最低限度の利益についての損害は請負者が負担すべきとの考えです。
13-41	事業契約書(案)	13	第28条 3	不可抗力による損害	損害及び費用の1%以下の部分は、誰が負担しますか？また、損害及び追加費用で考えられる項目をお示しください。	事業者の負担となります。損害や追加費用の例としては、不可抗力で建設現場に搬入した資材が破損した場合の再調達費用、破損した重機の修理費等が考えられます。市が負担するのは、これらの追加費用のうち合理的な範囲に限られます。
13-42	事業契約書(案)	13	第28条 3	「不可抗力」による損害	「建設費」相当額の100分の1の額について保険をかけておけば事業者負担は0円となるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、事業者負担をなくそうとすれば、「建設費」相当額に対する保険をかけ、高額な保険料を負担せざるを得ないこととなりますし、また、高額な保険料を考えれば保険をかける意味がないとの判断もありますがいかがでしょうか。	前半については、不可抗力が保険事故に該当する場合は、ご質問の通りの結果になると思われれます。ただし合理的範囲外での1%をこえる費用については事業者の負担となります。
13-43	事業契約書(案)	13	第28条 3	不可抗力に伴う損害及び費用負担について	建設期間中に、不可抗力による損害が複数回発生し、それらの損害の合計が建設費の1%を超えた場合、民間事業者の負担する費用の累積は建設費の1%を上限とすることと理解してよろしいか。	ご質問の通りです。
13-44	事業契約書(案)	14	第30条	「本施設」の引渡し及び所有権の移転	竣工予定日に別紙3に記載する竣工図書のすべてを引渡すことは現実的ではないと考えます。竣工図面は完成後速やかに提出すれば足りることとしていただけないでしょうか。	竣工予定日に引渡しとします。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-45	事業契約書(案)	14	第31条 3	引渡しの遅延	合理的な増加費用で考えられる項目をお示ください	遅延が生じた理由にもよるので、一般的な回答は行わないものとします。
13-46	事業契約書(案)	14	第31条 4.	引渡しの遅延	下段から4行目『「引渡予定日」から実際の・・・「サービス対価A」の金額に年5パーセントの割合で計算した額を違約金として』とありますが、これは「サービス対価A」×5%×遅延日数/365日で求められる金額が違約金であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
13-47	事業契約書(案)	14	第31条 4	引渡しの遅延について	違約金の計算ですが、遅延一日につき(「サービス対価A」金額)×5%/365 という考え方でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
13-48	事業契約書(案)	15	第32条 1	瑕疵担保	瑕疵が重要でない場合の、市が請求できる損害の賠償とは、どのようなことが考えられるでしょうか？	主として補修費、代替の部品等の交換費用などを想定しています。
13-49	事業契約書(案)	15	第33条 3	開業準備	「事業者のスタッフ」とありますが、構成員等委託先企業の従業員という理解でよろしいでしょうか。	SPCの従業員でもSPCから業務委託を受ける企業の従業員でも、実際に開館準備会議に出席し、内容の有る発言等ができる者であればかまいません。
13-50	事業契約書(案)	17	第41条 1	業務契約書	事業年度」は4月1日から翌年の3月31日でしょうか？または、7月1日から6月30日まででしょうか？	事業年度の意味は第1条第1項(22)号を参照してください。
13-51	事業契約書(案)	18	第42条 2	統括責任者	維持管理者の用語の定義をご教示ください。	第2項の「維持管理者」は「統括管理者」に変更します。
13-52	事業契約書(案)	18	第43条	第三者に及ぼした損害等	維持管理運営業務を実施するにあたり、通常、発生が避けることができない騒音、振動等に伴う第三者損害は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営業務を実施するにあたり第三者にあてた損害は事業者負担となります。
13-53	事業契約書(案)	18	第43条	第三者に及ぼした損害等	第三者に与える損害は事業者以外の場合も考えられるため、『…「維持管理期間」中に事業者の責めに帰す理由により第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。』と変更していただきたくご配慮願います。	契約書案の通りとします。なお、本条は、事業者が法令等により第三者に対して損害賠償義務を負わない場合にまで損害賠償を義務付ける趣旨の規定ではありません。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-54	事業契約書(案)	18	第44条	不可抗力による増加費用の負担	事業者が負担する1%相当分の支払いの中に、保険で支払った分も含んでもらいたい。	そのような趣旨になるよう変更します。
13-55	事業契約書(案)	18	第44条	「不可抗力」による増加費用の負担について	不可抗力が発生した場合、費用が発生した「事業年度」の「サービス対価B及びC」の1%相当分まで事業者が負担する、とありますが、1%という数値の根拠があれば教えていただきたい。また、不可抗力ですから、本来市の負担は100%であるという考え方はできないでしょうか。	13-40の回答を参照してください。
13-56	事業契約書(案)	18	第45条	維持管理業務の実施	「本施設を引き渡した時から」とは、引渡し日も含まれますか？	引渡日は含みません。翌日からになります。
13-57	事業契約書(案)	19	第46条 4	従事職員名簿の提出等	事業者の従事職員を雇用等するとは、市の職員に雇用されるという意味でしょうか？また、市の職員とならない場合の給与の支払いはいかがなりますか？	前半については、市の職員として雇用される場合を含みます。後半については、市の職員とならない場合は、市は給与を支払うことが出来ません。
13-58	事業契約書(案)	20	第51条	紛失資料	紛失の事由が帰責事由の負担であることを明確にするため、以下の修正をご検討いただきたい。 「事業者は「運営業務」の資料管理業務の一部として行う年1回の蔵書点検において、事業者の帰責事由により紛失とされた「図書館資料」の点数が～」	事業契約書案の通りとします。
13-59	事業契約書(案)	20	第53条	「図書館情報システム」の更新	情報システムの更新に係る費用はサービス対価Dに含まれるのでしょうか。そうでない場合、支払方法はどのようになるのでしょうか。	サービス対価Dに含まれます。
13-60	事業契約書(案)	20	第53条	図書館情報システムの更新について	第53条(図書館運営システムの更新)2項で技術革新が著しく進歩した場合など、早期更新を市が必要と認めた場合、市は、更新時期を決定することができると思いますが、既存システム投資額の未回収額はどのような扱いとなるのでしょうか。	既存システムの整備費用は、事業契約の条件に従い支払われます。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-61	事業契約書(案)	20	第 54 条 3	図書館情報システムの更新等を事業者が行わない場合の措置について	10 年経過後の図書館情報システムの更新又は維持管理を事業者が行わない場合、図書館運営業務の全部又は一部を解除することができるが、どのような場合、図書館運営業務を解約することになるのか。	システムの構築、メンテ等の業務と図書館運営業務の全部又は一部が密接な関係にある場合、当該全部又は一部の業務委託を解約することになります。
13-62	事業契約書(案)	20.	第 54 条 3	「図書館情報システム」の取り扱いについて	「図書館情報システム」の更新又は維持管理を継続しないことを理由に、「運営業務」の全部が解除される可能性があるのは何故でしょうか。対象となるのは「運営業務」のうち、「f.図書館情報システムに関する業務」のみではないのでしょうか。	13-61 の回答を参照してください。
13-63	事業契約書(案)	21	第 56 条 4	法令変更による「維持管理運営業務要求水準」の変更	「解除にかかる業務の対価相当額を「サービス対価 B 又は C」から控除するものとする。」とありますが、解除にかかる業務とは具体的にどのような業務かご教示下さい。	解除の対象とされた業務をいいます。
13-64	事業契約書(案)	21	第 56 条 4	法令の変更による契約の解除	「第 1 項の協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合に、…変更が必要になった部分にかかる業務について、本契約を解除することができる。」とありますが、部分的に解除する業務区分は「資料 2: サービス対価の支払い方法」のサービス対価の構成(表 1 中)の支払いの対象となる業務に記載の a～e の項目と理解してよろしいでしょうか。	市が解除する業務の範囲はご質問にある a～e の項目と一致するとは限りません。法令変更により影響を受ける業務とお考え下さい。
13-65	事業契約書(案)	21	第 56 条 第 57 条	要求水準の変更による協議について	第 56 条(法令変更による「維持管理運営業務要求水準」の変更)4 項 及び第 57 条(「不可抗力」の発生による「維持管理運営業務要求水準」の変更)4 項で、市と事業者の協議が 60 日以内に整わない場合に、市は当該部分の契約を解除でき、「解除にかかる業務を終了するにつき支出した費用のうち、やむを得ないものについて負担する」とありますが、対象となる費用は直接解除に要した費用だけでなく、備品等の投資の未回収額も含まれると理解してよろしいでしょうか。	事業者の所有にかかる備品については、第 69 条 4 項の規定に従います。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-66	事業契約書(案)	22	第58条 1	その他の理由による「維持管理運営業務要求水準」	「合理的な必要が生じた場合」には不可抗力も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13-67	事業契約書(案)	23	第60条 1	業務報告	業務日誌の保管期間について、本契約の終了までの保管でなく7年間の保管となりませんか？	事業契約書案のとおりです。
13-68	事業契約書(案)	23	第60条 4	業務報告	受領後5日以内にその結果を事業者へ通知するとは、モニタリング期間は5日という理解でよろしいでしょうか？	モニタリング期間は5日間ではありません。モニタリングは事業期間全期間行います。
13-69	事業契約書(案)	23	第61条	付帯事業について	当初の実施方針の質問・回答においては、付帯事業は義務ではなかったものが、契約書(案)では明確に義務項目になっています。入札対象外の業務が義務というのは整合性に欠けるのではないですか。	1-45の回答を参照してください。
13-70	事業契約書(案)	23	第62条 1	付帯事業の終了	付帯事業の終了の条件として、事業契約期間満了前に事業契約が解除になった場合も該当しないでしょうか？	ご質問の通りです。第62条第1項に事業契約の期間満了前の終了も追加します。
13-71	事業契約書(案)	24	第63条 5	本事業の対価の支払	「年間貸出冊数が50万冊を大幅に下回り…」の大幅とは何冊を想定されていますか？	40万冊を想定しています。
13-72	事業契約書(案)	24	第63条 5	第63条5について	「年間貸出冊数」の定義について、ご教示ください。(AV資料貸出、録音テープ貸出、既存図書館への貸出、学校・地域文庫などへの貸出、団体貸出、図書館間貸出など含まれるのか？)	1-72の回答を参照してください。
13-73	事業契約書(案)	24	第65条	市の事由による解除権	本契約解除について、30日以上前に事業者へ通知することとなっていますが、最低でも180日以上前に通知していただけませんか？	事業契約書案の通りとします。
13-74	事業契約書(案)	24	第65条	市の事由による解除権	市の損害賠償はどのように支払われますか？	金額が確定し、事業者からの請求を受けた場合、一括で支払います。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-75	事業契約書(案)	24	第 65 条	市の事由による解除権	30日以上前の通知により事業を解除できるとなっているが、市の事由による解除であるということと、70条では14日前に状態確認を行わなければならないことから、期間が妥当ではないと考えられます。期間の延長を希望します。	事業契約書案の通りとします。
13-76	事業契約書(案)	26	第 68 条	引渡し前の解除について	第3項:第19条第5項にある「市が事業者に対して提供した本事業敷地の地盤データから合理的に推認される支持地盤と実際の地盤が著しく異なっていた場合」による解除についても、市がその費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	そのような場合の解除は想定しておりません。
13-77	事業契約書(案)	26	第 68 条 2	「本施設等」の引渡前の解除	引渡前に解除された場合において、出来形部分を最小限度破壊して検査することができるとありますが、事業者帰責による解除の場合以外は、貴市にてご負担いただけることとしていただけないでしょうか。	破壊検査は事業者の工事記録では確認できない場合に行うものと考えており、そのような前提であれば、破壊検査の費用は事業者が負担すべきものと考えます。
13-78	事業契約書(案)	26	第 68 条 3	「本施設等」の引渡前の解除	原状回復に要する費用を貴市にて負担されるケースが列挙されていますが、第 67 条に規定する「法令変更」による解除も含まれることとしていただけないでしょうか。	本件施設の建設期間中に法令が変更になり解除せざるを得ない局面が生じることは想定していません。
13-79	事業契約書(案)	26	第 69 条 3	引渡後解除の場合の引継ぎ、対価の支払い等について	日割り計算は 365 日ベースでしょうか。それとも 360 日ベースでしょうか。	365 日ベースです。
13-80	事業契約書(案)	27	第 71 条	違約金	当契約書の9条にあります「契約保証金」とこの違約金の関係は何でしょうか。開館後 5 年間は、この違約金が契約保証金のうちから支払われると解釈してよろしいでしょうか。	原則としてご理解の通りです。
13-81	事業契約書(案)	27	第 71 条 (1)	違約金について	引渡前に解除された場合の違約金につき、「サービス対価 A の総額」から建築出来形(消費税込み)を控除した額の 10%相当という考え方はできませんでしょうか。	事業契約書案の通りとします。引渡し前に解除される場合は、本件施設の売買の不履行であり、それは施設の出来高の割合や、出来高を市が買い取ることは関係ありません。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-82	事業契約書(案)	27	第71条 (2)	違約金について	引渡後に解除された場合、「サービス対価、B、C及びDの総額」からサービス済価格(消費税込み)を控除した額の25%相当という考え方はできませんでしょうか。	事業契約書案の通りとします。
13-83	事業契約書(案)	27	第71条 3	違約金	市が被った損害の具体的事例をお示ください。	例えば、事業者が本施設を補修すべきであるのに補修せず、市が自ら補修を実施した場合の補修費用は損害に該当します。
13-84	事業契約書(案)	27	第71条 3	違約金	(2)「本施設等」の維持管理に関する業務のサービス対価と「図書館」の運営に関する業務に関するサービス対価の事業期間にわたる合計額の5%以上の保証金を納付することとありますが、事業契約書(案)第9条(3)事業期間にわたる合計額の5%以上の保証金を納付すること。運営開始後5年以内の違約金は事業年度の25%と事業期間の5%と2重に支払う必要があるのかご教示下さい。	運営開始後の解除の違約金は、第71条第1項第(2)号に規定する通りです。
13-85	事業契約書(案)	27	第71条 3	違約金について	第3項:合理的なリスク負担に基づき、適正な契約金額を算定する趣旨に鑑み、違約金の額については、第1項に掲げる金額を上限にして頂けないでしょうか。	市が徴収する違約金の金額は第71条第1項各号の記載の通りです。これを上回ることはありません。
13-86	事業契約書(案)	27	第72条	未償却の開業費負担相当額について	5年以内の解除の場合に、未償却の開業費相当額も損害に含めるという意味は、サービスの対価B、C、Dにおいて開業費が繰り延べ資産として計上可能ということでしょうか、繰り延べ資産とするかどうかの判断は提案者がすることですか。それとも、一律に資産計上すべきですか。	事業者の会計については、関係法令等に従い、事業者の判断で適正に処理してください。
13-87	事業契約書(案)	27	第72条 3	解除時の対価について	第3項:第19条第5項にある「市が事業者に対して提供した本事業敷地の地盤データから合理的に推認される支持地盤と実際の地盤が著しく異なっていた場合」による解除についても、損害賠償請求ができるとの理解でよろしいでしょうか。	13-76の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-88	事業契約書(案)	27	第72条 3	解除時の対価等の支払いについて	開業費相当額はサービス対価B～Dを含めて開業後 20 年間で平準化して支払われることになっており、5 年間で費用計上(開業費償却)したからといってキャッシュベースでは回収していないので、開業日から 5 年後以降の解除の場合でも、キャッシュベースでの未収金については支払って頂けないでしょうか	事業契約書案の通りとします。
13-89	事業契約書(案)	28	第72条 3	解除時の対価等の支払	「開館日」から 5 年以内の解除の場合は未償却の開業費相当額を含む」とありますが、開業費相当額とは具体的にどのような費用を想定されておりますでしょうか。また、5 年以内の解除の場合に限り未償却の開業費相当額を含むとされている理由についてご教示下さい。	事業者の税会計上、開業費としても認められ、かつ事業者の納税申告において実際に開業費として運営開始後の償却を行っているものを言います。5年以内に限っているのは、開業費の償却期間が営業開始から最長で5年であることに対応させているものです。
13-90	事業契約書(案)	28	第72条 3	解除時の対価等の支払	逸失利益を含むようにしていただきたい。	相当因果関係にあるものは損害賠償の対象に含まれます。
13-91	事業契約書(案)	29	第78条	遅延利息	市と事業者の遅延利息の割合が違うのはなぜでしょうか？	市の遅延損害金については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条第 1 項を、事業者の遅延損額金については「国の債権の管理等に関する法律」第26条第1項を、それぞれ参考としていることに基づくものです。
13-92	事業契約書(案)	29	第78条	遅延利息	遅延利息について市と事業者とも同率とすることはできないのでしょうか。また、異なった利率となっている理由をご教示下さい。	13-91 の回答を参照してください。
13-93	事業契約書(案)	29	第78条	市及び事業者の遅延利息率の差異について	「市又は事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、市は年3.6パーセントの割合、事業者は年5パーセントの割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。」とありますが、この市は3.6パーセント、事業者は5パーセントと異なる率を使用する根拠理由をご教示ください。	13-91 の回答を参照してください。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
13-94	事業契約書(案)	29	第78条	遅延利息について	遅延利息につき、市は3.6%、事業者は5%というそれぞれの利息の根拠はありますか。同じにするという考え方はできませんでしょうか。	13-91の回答を参照してください。
13-95	事業契約書(案)	30	第80条 1 (2)	著作権等に等について	増築、改築、修繕、模様替えによる改変により、維持管理・運営費が増加する場合のサービス対価の見直しはどうするのでしょうか。また取り壊した場合の、PFI事業者が所有する備品の扱いはどうなるのでしょうか。(市に買い取って貰えるのでしょうか。)	前半については、業務要求水準の変更になりますので、協議によりサービス対価の見直しを行う必要があります。後半の備品の扱いについては、市はサービス対価を支払います。
13-96	事業契約書(案)	31	第84条 3	保険加入義務	市に提出する証券は原本でしょうか？または、コピーでもよろしいのでしょうか？	原則として、証券を提示し、写しを提出してください。
13-97	事業契約書(案)	31	第84条 3	保険加入義務	事業者又は第三者が、前2項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに市に提示しなければならない。とありますが証券の写しを直ちに〜と変更していただきたくご配慮願います。	13-96の回答を参照してください。
13-98	事業契約書(案)	34	別紙3	竣工図書一覧	竣工図書として挙げられている「14.保証書」「15.念書」とはどのような書類でしょうか。ご教示下さい	14.保証書とは各工事における品目について一定期間性能を保証する旨記載し各工事業者が捺印した書類を指します。 15.念書とは工事の瑕疵責任を担保する旨を記載し工事請負業者が捺印した書類を指します。
13-99	事業契約書(案)	35	保証書 様式 第1条	保証書について	第1条:第32条1項には、瑕疵担保期間に関する記述が無い場合、文面上は事業契約終了まで保証債務が続くこととなります。主債務の担保期間(引渡から2年間、故意・重過失は10年間)についても明記願います。 第4条:合理的な理由がある場合、保証人の求償権行使については市は承諾していただけると理解してよろしいでしょうか。	保証債務の付従性により、保証人主債務者より重い責任を負うことはありません。事業契約書案のとおりとします。第4項については、ご質問の通りです。
13-100	事業契約書(案)	35	保証書 様式 第4条	保証書について	第4条:合理的な理由がある場合、保証人の求償権行使については市は承諾していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	回 答
14-1	実施方針	5	第 1 2. (7) ④	維持管理業務 の業務範囲	変更前の実施方針では、本項目のf.備品等整備及び維持管理業務が明示され、開業時までの備品の維持管理が設計・建設工事に含まれておりましたが、変更後は本項目は削除されており、維持管理業務に含まれております。変更の根拠をお示してください	サービス対価の支払方法の変更に伴う業務項目の変更を行いました。
14-2	実施方針	5	第 1 2. (7) ④ ア a※	業務範囲	事業敷地全体の配置計画、外構部、工事工程は提案した通りに進められるものと考えてよろしいか。提案通りに進められない場合、契約等の変更が行われると考えてよろしいか。 【再質問】当方の質問の後段の部分(契約等の変更が行われると考えてよろしいか)に対する回答がなされていないため、後段の質問に対してご回答をお願いします。	外構部分の整備についての考え方は実施方針に関する質問回答(平成 15 年 9 月 20 日) I-8を参照してください。 また、再質問部分ですが、外構部分の計画について、本市が応募者の提案通りの設計内容を実現できない場合は、本市とPFI事業者とで提案内容の変更について協議・確認のうえ実施設計・工事等を進めることを予定します。外構部の実施設計及び工事内容、工事工程に関してはPFI事業契約に含まれないため、これらの変更が発生した場合でもPFI事業契約の変更とはなりません。ただし、外構部の工事が原因でPFI事業者の工事内容、工程等に影響が発生した場合はこの限りではありません。
14-3	実施方針	5	第 1 2. (7) ④ ア b	外構部の整備 (実施方針に関する質問に対する回答への再質問)	外構部分の整備を含めて提案することは可能であるか。また整備を含めない場合、PFI事業者もしくは建設会社が受注することは可能であるのか。 【再質問】当方の質問の後段の部分(受注することは可能か)の質問に対してご回答がなされていないため、ご回答をお願いします。	外構部分の整備をPFI事業に含めた提案はできません。本市はPFI事業とは別途設計及び工事を行います。 また、再質問部分ですが、外構部分の実施設計・工事は都市基盤整備公団が行うことを予定しています。都市基盤整備公団が設計又は施工を再委託する場合、独自の入札等により発注を行います。現在のところ、公団の発注方法が決定していないため、ご質問の内容は回答しかねます。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
14-4	実施方針	22	別紙 2	大規模修繕について	大規模修繕計画はいつ作成されるのか。 【再質問】「大規模修繕計画については、入札時の応募者の提案としてください」とご回答をいただいておりますが、「PFI事業者の業務範囲」にはその旨の記述がありません。何に基づきご回答をいただいているのでしょうか？再度ご回答願います。	大規模修繕に関しては PFI 事業者が行う業務ではありませんが、PFI 事業者の業務範囲に含まれる施設の設計業務及び維持管理業務の一環として長期的な視点に基づく修繕全計画を求めます。「様式 14-13 維持更新計画書(参考)」についてはあくまでも参考としてですが、応募時に作成をお願いします。
14-5	実施方針	22	別紙 2	リスク分担 技術 改新リスク	図書館システムについては、10 年での見直しがあるが、AV 機器の技術革新への対応の表記がないようです。AV 資料に関してもおそらく数年後には、新しい媒体での配信がなされていると思われま。20 年間に渡る AV 機器の対応など技術革新リスクについても市が対応すると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、AV機器やAV資料についても技術革新の見込があると認識します。ご質問のとおり、AV機器についても技術革新リスクの対象とし、本市が負担することとします。
14-6	実施方針	24	別紙 2 37	第三者賠償リスク	維持管理業務の対象外である外構施設(駐車場含む)等で発生した第三者に対する損害は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。ただし、車両入出庫管理装置に関するPFI事業者の業務範囲に起因する第三者に対する損害や本施設外でのPFI事業者の業務範囲(交換連絡業務や病院配本所へのサービス業務等)に起因する第三者に対する損害については、PFI事業者の負担となります。
14-7	実施方針	24	別紙 3 1	付帯事業	付帯事業を専用とする部屋ではなく、部屋の一角のみを使用する場合、その部屋を大きめに作ることは問題ないのか。 【再質問】「大きめに作ることは可能か」の質問に対してご回答がなされていないため、ご回答をお願いします。	PFI事業者の審査は、施設の買取価格の入札金額も含むため、要求水準に示す部屋の大きさも過度に超える提案は無いと想定しています。 再質問部分については、面積の上限については、施設規模において「以上」とあるものについては表示数値の 20%増まで、「程度」とあるのは±10%の範囲とします。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
14-8	実施方針				<p>「地方教育行政の組織と運営に関する法律」第23条には教育委員会が教育機関の管理を行うことを定めているが本図書館はこの法律に反した事業内容ではないのか。(教育委員会が管理する図書館と言えるのか)</p> <p>【再質問】「地方公共団体における PFI 事業について」平成 12.3.29 自治事務次官通達第6の1～5のどの項に該当するのでしょうか。また、この第6は公の施設の維持管理についての内容であり運營業務について記述していないのではないのでしょうか。再度ご回答をお願いします。</p>	<p>「地方公共団体における PFI 事業について」平成 12.3.29 自治事務次官通達 第6に基づき可能です。</p> <p>再質問部分については、上記「地方公共団体における PFI 事業について」平成 12.3.29 自治事務次官通達 第6の4に該当します。本事業における PFI 事業者の業務は、「事実上の業務」あるいは「管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる定型的行為」に該当します。なお本通達では例示をご覧いただければ分かるように維持管理だけを規定したものではありません。</p> <p>また、本施設の管理者は実施方針第 1. 2. (5)において市長としています。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条にも合致します。</p>
15-1				利用者数の統計データ	図書館の利用者数の件で月毎、曜日毎、時間毎でのデータはありますか？	平成 16 年1月 25 日までに回答します。